昭和36年2月5日発行（毎月1回5日発行）第9巻 第2号（通巻87号）

婦人と年少者

◆未亡人等の職業対策について
◆協助員活動と婦人労働問題〈座談会〉
◆イギリスの働く妻たち

2 1961 婦人少年協会

働きながら学ぶ人々のための学校です!!

大妻女子大学夜間部

		入学試験日
短期大学部(二部) 家政科	120名	一次 3月1日 二次 3月26日
別科(被服)	100名	書類選考
高等学校	200名	随時発表

◎入学資格　大学は高校卒，高校は中学卒

◎入学案内　10円，　大学のみ50円，（郵送申込のこと）

東京都千代田区三番町12

花とゆめを生活に

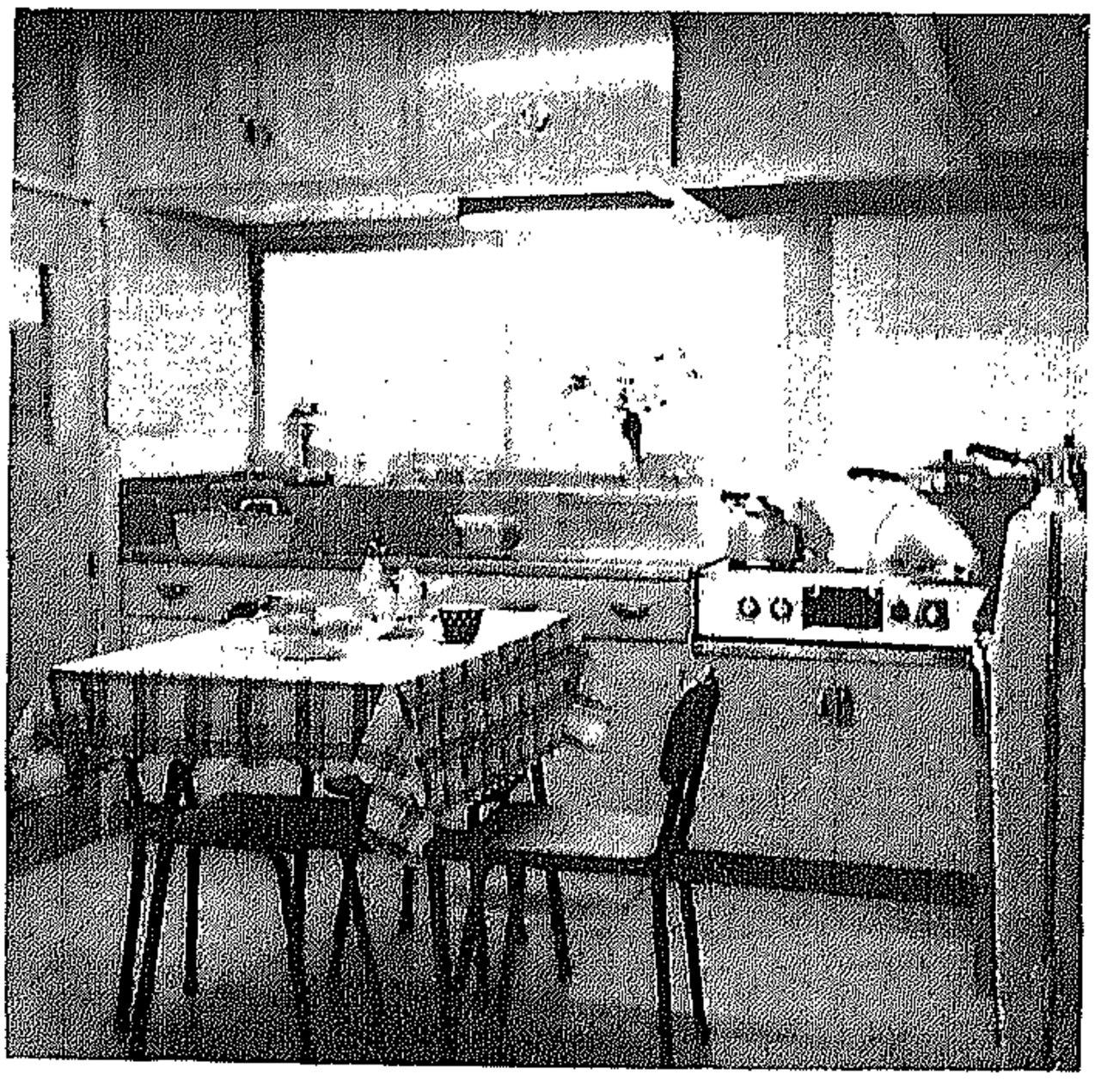

多年の経験
グットデザイン
定評ある技術

家庭用・業務用厨房一式
改造・新築・ご相談

横浜の
二栄厨房
K.K.

●本社・工場　横浜市神奈川区斉藤分町39　電(横浜49)2441(代)

婦人と年少者　九巻二号

目次

第十五回国連総会に出席して……久米愛……2
未亡人等の職業対策について……山高しげり……4
＝未亡人等の職業対策についての建議＝……5
未亡人等の就職について
医療関係への就職の可能性……田村清……6
未亡人会〝あけぼの会〟の就職のおせわについて……寺尾サイ子……7
通勤家事使用人としての私の体験……城座郁子……8
イギリスの働く妻たち……島田とみ子……9
座談会
協助員活動と婦人労働問題……五島貞次（協助員）大眉嬉余子／高畠退策／綾子三ケ本カズ子（司会）大羽綾子……16
八幡市商店街干草グループの動き……山田定一……22
（資）（料）（室）
未亡人等の職業対策……23
未亡人等の職業対策に関係ある一線機関と法令……27
年長婦人の雇用上の障害についての研究（海外資料）……29
婦人界のうごき……31
女子の就業者数と完全失業者数・平均現金給与額……表紙3
◇第十回婦人労働問題研究会議の開催について……15
◇第九回全国婦人会議出席者募集……32
◇婦人少年局ニュース……紙表3
内藤つね氏をいたむ……30
表紙……富山妙子　扉・カット……塚谷政義

第15回
国連総会に出席して

久米愛

第十五回国連総会は、開会の前から、「荒れる総会」とか、「国連の危機をはらむ総会」とか云われていたが、軍縮会議の行きづまり、U2事件を楔機とする首脳会談の決裂、米ソの離間といった背景のもとに、十八か国の、そして、そのうち、十七か国は、アフリカの、新たに独立した国が加盟して開かれたこの総会は、たしかに、ただならぬ空気をただよわせていたようであった。またこれほど、多くの元首や総理大臣が出席したことも未曽有のことであって、それは、華やかさというより一層の緊張感をかもしだしていた。私がニューヨークに着いた十月二日には、カストロは帰国した後だったが、フルシチョフ、マックミラン、ネール等々新聞紙上でおなじみの顔には、その後も国連本部の廊下や休憩室でよく出くわした。

フルシチョフが、コンゴ問題に関連して、ハマショルド事務総長が西欧側の利益のみ考えて行動するといって、その不信を総会に訴え、国連事務局の機構改革をとなえ、西欧・共産圏・中立国からそれぞれ出した三人の委員制（？）にすべしといって、ハマショルドの退陣を要求したことは、今度の総会でのソ連の行動の底流となっていたようである。このフルシチョフの演説に対して、ハマショルドが、去ることは容易であり、止まることは容易ではないが、国連は大国のためにだけ奉仕するのではなく、数多くの小国の希望を荷なっているのであるから、自分は退く意思がないという趣旨の返答演説をしたが、なかなか感銘深いもので、万場一致といってもソ連圏諸国を除いて一の拍手をあびた。

本会議や政治委員会はいろいろ大きな難問題をかかえていたし、予算委員会も、コンゴ派兵等で国連の財源が枯渇しそうだという困難な局面をどう打開するかで大変であったが、私はそれらの事には直接関係がなかったので、万場一致といっても、私が出席した社会文化人権委員会（第三委員会）について、少し詳しく話してみたいと思う。

第三委員会は、十月の第一週目から開かれたが、去年の八十一か国から今年は九十九か国の代表が集まり、黒い顔の数が非常に多くなったという実感が、第一日目にひしひしと感じられた。国名のアルファベット順に議席がきまっているが、去年まではイタリーの隣が日本であったが、今年はその間に、新加盟国アイボリーコーストの代表は仏語しか話さず、アイボリーコーストが議席を占めた。私は英語しか話せず、折角隣人となっても、「今日は」くらいしか互に話せなかったのは残念であった。アフリカの新独立諸国の代表等は概ね発言もひかえ目で、なかには全然物言わぬ代表もいたし、また、議事規則も無視した随分勇敢な発言をする代表もあったりして、やはり国連一年生らしく、国際会議には全く不なれな印象をあたえた。しかし、皆若々しいし、未来の希望にあふれているといった元気一ぱいで、将来の世界の問題を決定する大きい勢力になるであろうことが感じられた。

第三委員会は、社会問題、人権問題を、人道的立場から論ずる委員会であるから、政治問題は一切論じないこと、ことに冷戦は持ち込まないという立前になっている。しかし、どんな問題も国際的立場で論ずる場合は、国際関係、即ち政治問題と全く切り離して考えることは、まず不可能であるから、第三委員会も、時として冷戦の場となり、また、人権問題についても、アラブ諸国とイスラエルの政治的論戦となったのは、止むを得ないことであった。殊に、フルシチョフの公式のバマショルド事務総長排斥演説以来、共産圏諸国は、ソ連に右へならえをして、決議案中、事務総長に要請するとか、事務総長と協議するといった内容のものについては、反対投票または棄権したのが目立った。

さて、第三委員会の今次総会の主な議題は、経済社会理事会報告の検討、難民に対する援助問題、前年度に引きつづいて、国際人権規約案並びに報道の自由に関する条約案の審議等であった。経済理事会報告の検討については、一般討論の後、次のような決議案が、提出採択された。

一　後進国における婦人の地位向上に関する決議案　その内容は、後進国の社会問題に対する関心が近時たかまりつつある折から、後進国の婦人の地位問題に関しても、婦人の地位向上に関する現在の国連諸計画を十分利用せしめ、かつ、国連及び専門機関が後進国における婦人の地位向上に援助をあたえ得るような方法を追求するよう経済社会理事会並びに婦人の地位委員会に要請するといったものであった。

二　人種的及び国家的憎悪の示威に関する決議案　この決議案は、チェコスロバキヤが提出したものであるが、チェコは一般討論において、近時西独にナチズムが再興しているとしてこれを非難していたので、この決議案を提出したのであるが、その趣旨にはいずれの国も賛成したが、その表現や現実の内容にはかなり異論があり、結局人種的国民的偏見の表現は、国連憲章及び人権宣言の基本理念に反することであるから、各国はこれを防止する方法を講ずべきであるという普遍的内容のものとなって、採択された。

三　ユニセフに関する決議案　内容はユニセフの業績を高く評価し、アフリカ諸国に対する援助を拡大強化するよう要望し、かつ、ユニセフの活動に必要な資金を確保するよう希望するもの。

四　国連及び国際機関についての啓発に関する決議案　各国の青少年に、主として学校教育において、国連及び国際機関に対する知識を与え、理解を深めることを要望するもの。

五　低家賃住宅に関する決議案。住宅問題解決の緊急性は、一般討論において、多くの代表が言及した問題である。そこでこの決議は、住宅及び関係環境施設の重要性を認識し、国連事務総長に、低家賃住宅及び都市建設計画に必要な調査を依頼し、同時に、後進国における低家賃住宅建設の金融についての検討を経済社会理事会に依頼し、以上の調査結果の報告を総会に提出するよう求めたものであった。

議題「難民に対する援助」について　難民高等弁務官の報告と、世界難民年に関する事務総長の報告を受け、これにつき一般討論を経て、四つの決議案が採択された。その内容は難民問題が、完全な解決に近づきつつあることはよろこばしいが、今なお、アルジェリア・パレスタイン・香港等に数多くの難民がいるので、これに対して人道的立場から救済の方法を講じ、かつ、この問題に対して世人に一層関心を持たせることを希望するものであった。日本は自ら難民の問題を持たず、救済基金もほとんど拠出していない有様なので、討議には積極的には加わらなかった。

次に、「世界人権規約草案の審議」について　今年は、市民的政治的基本的人権の章の第十五条、罪刑法定の原則、刑法不遡及の原則に関する条項、第十六条、法の下に於ける人格権の承認、第十七条、私生活、家庭、信書の秘密の尊重、名誉及び信用に対する保護に関する条項、第十八条、思想・良心・信教の自由に関する条項の四か条を約一か月を費して審議し、採択した。重要な問題であったので議論が紛糾し、それだけに、非常に興味深かった。紙面の都合で、これらの議論の詳細を述べることは出来ないが、信教の自由のなかには、無宗教の自由は含まれないのだという議論も飛び出したりして、まことにはなばなしかった。

「報道の自由に関する条約草案」の審議はまた議論百出で、随分もめた。今年は第二条の報道の自由制限に関する条項一条だけを審議したのだが、これが大変な問題であった。日本のように、言論や報道について最大の自由を享受している国の国民には、ちょっと理解しかねるほど、たいていの国には報道の自由に制限を加える必要性ということは重大なことであるらしい。ことに、検閲制度については、たいていの国が、ある種の出版物や映画については、その必要性を認めているのにはちょっとおどろいた。結局、ニュース・評論・政治的意見については検閲をしてはならないという妥協線で、検閲が是認されたのは、日本のように、いかなる検閲も許さない憲法を持っている国の国民にとっては残念なことであった。

（弁護士、本会理事）

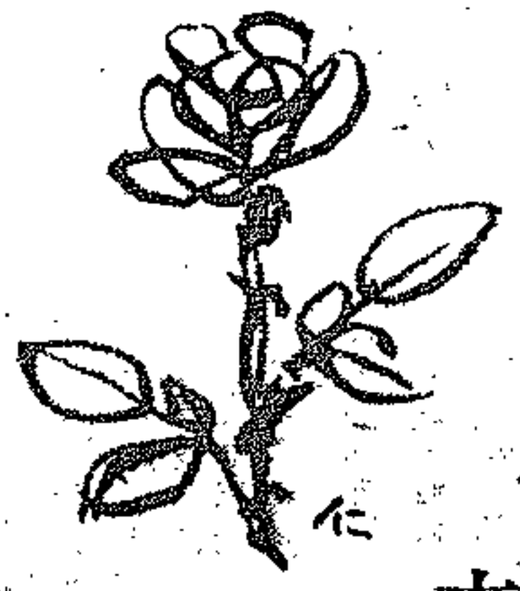

未亡人等の職業対策について

山高しげり

旧冬十二月十六日、婦人少年問題審議会では、労働大臣に対して、「未亡人等の職業対策に関する建議」を行なった。

未亡人等といえば、かならずしも死別によらないでも、子供をかかえて生計を維持している母親もふくんでいるのであるが、それらの人々をもふくめての職業対策については、昭和二十九年九月にもこれらの人々にとって適職と考えられた「家事奉仕職業の補導所の設置」を建議し、その結果「家事サービス公共職業補導所」が設置され、よい成績をあげているといえる。

また、未亡人等の福祉対策も、一昨年からは国民年金制度による母子福祉年金が実施をみたことにより、従前からの母子福祉資金の貸付や、税制における寡婦控除に、さらに光明を加えた次第であるが、いまだに六〇歳未満の未亡人等総数二七〇万人のうち、就業を希望する者は約五六万人をかぞえている現状であり、その就業を援助する方策を要望する声はつよいのである。

この人々は一般に年齢が高く、職業に必要な知識・技能に乏しい上に、家庭の責任をせおっているなどの理由から、就職の際、不利な立場になり、就職後も職業生活に適応していくのに種々困難な問題がある。

しかしながら、適職をえらんで就職を援助すれば相当な効果を期待し得ることは、先述の家事サービス公共職業補導事業でも明らかであるので、審議会は引きつづき審議を重ね、当面の事項について特別措置を講ずることが必要であるとの結論を得たので、その実現に配慮されるように建議を行なった次第であって、その内容は次の通りである。

一、未亡人等に特別の職業補導を行なうこと

1、女子職業補導センターの設置

2、一般職業訓練所及び総合職業訓練所に未亡人等の就業を援助する上に必要な事項について理解をふかめるよう措置を講じる。

3、簡易補導教室の開設

二、未亡人等の職業に関する相談業務を促進すること

三、公共職業安定所に未亡人等の職業指導及び職業紹介を担当する職員をおくこと

四、広報活動を推進すること

すなわち、未亡人等のために特別の職業補導施設として、大都市に女子職業補導センターを設置し、これらの人々の就業に容易な種目をえらび、比較的高い知識技能及び資格を必要とする職種については、定期補導を行なうとともに、簡単な補導により就業できる職種については、随時簡易補導及び巡回補導を実施する。

また、職業補導及び就業にともなう生活問題に関しては、関係諸部門との連携を強化することにより、社会福祉制度の利用あっせんを側面的に援助する他、未亡人等の職業に関する調査研究、資料の整備・発行、啓蒙宣伝を行なったり、センターには寄宿舎を併設して子女の入舎も可能とするほか、保育室を設けて補導中子供の保護をはかる。

一、の措置にならんで2、3、は考えられたもので、特に3の場合には簡易託児もあわせて行なえるように努める。

二、については現行の婦人少年室協助員と未亡人等の問題に関係する機関・団体等との連携を従来よりも一層密にして、職業問題に関する相談業務をたかめるとともにそれらの関係者に対し、未亡人等の就業を援助する上に必要な事項について理解をふかめるよう措置を講じる。

三、については、さしあたり主要都市の職安

の窓口に、未亡人等の特殊な事情について理解し、十分な配慮をもって相談に応じ得るよう訓練された婦人の職員を配置する。

四、については、未亡人等の雇用を促進するため、この人々の雇用に関する調査を行ない、資料をととのえて、使用者ならびに社会一般の理解と協力を得るよう啓蒙活動を行なう等の措置について、実現方を要望したのである。

婦人少年局においては、すでに昭和三十六年度の予算で、未亡人等の職業対策費として

一、未亡人等の職業に関する相談業務の強化費　二、二一五、〇〇〇円

二、未亡人等の就業状態調査費　八五九、〇〇〇円

三、女子職業補導センター設置補助に必要な経費(国の補助額1/2)　三、八六〇、〇〇〇円

を要求しているが、センターは大阪府立女子総合職業訓練所に併設されるはずであり、大した予算額でもないのだから、ぜひ獲得したいものである。

審議会の審議における委員諸氏のこの問題に対する意見はすこぶる活潑であり、「働くことは権利であり、国が職場を与えるべきなのだが、労働市場の現状は楽観を許さないから、領域開拓の必要性は強調すべきである」(塩谷委員)、「就労を要求する五六万人は職業補導や訓練でどの程度消化できるか、むしろ法律で強制雇用させるべきではないか」(井田委員)、「学校給食婦のごとき強制雇用すべきだ」(乗富委員)、「米国には大統領直属で公共建物営繕係ともいうべき職があり、責任ある婦人の就任をみている。それにしてもたとえセンターが実現しても、なかなかこれらの人々に利用しにくいのではないかという不安は、家事サービスの場合にも、むしろ潜在未亡人ともいうべき有夫の主婦に活用されやすい傾向の生じた経験から、ごく自然に生まれてくるのを抑えがたいのである。三十五年度からはじまった山口県の内職公社にしても、この不安は同様かと思われる。適策の確立のため、引きつづいて研究を行なう方針を話しあった。

私見を付記するならば、未亡人等の職業については終戦直後その声は高かったもので、母子福祉総合法案の内容の一部には当然ふくまれてきているけれども、戦後も十五年をへた今日では、ちょっと時機的には提案が困難な問題のように考えられる。谷野局長がこの席でも説明せられたけれど、学校給食婦を失業対策の職種にふくませる事などの方が、今日の段階では可能の率が高いかと思われるが、それにしてもすでに実現している東京・長野の二地方の現状では、前者が都の職員となったのに後者はなお日給制であるため、到底生計がたたないと、待遇改善の運動が起こっており、これもなかなか目鼻のつかない実情である。

要するに、未亡人等の職業対策は、母子福祉対策の幅の広い推進のなかで、正しい位地をしめるように考えられなければならないのではないか。五六万人の対策はむしろ救済援護が正しいのではないかという意見も出たが、未亡人等自身はやはり働く権利を自覚して、適職を求めていることを、私は声を大にして叫びたい。

それにしてもたとえセンターが実現しても、なかなかこれらの人々に利用しにくいのではないかという不安は、家事サービスの場合にも、むしろ潜在未亡人ともいうべき有夫の主婦に活用されやすい傾向の生じた経験から、ごく自然に生まれてくるのを抑えがたいのである。三十五年度からはじまった山口県の内職公社にしても、この不安は同様かと思われる。適策の確立のため、引きつづいて研究を行なう方針を話しあった。

（婦人少年問題審議会委員長）

未亡人等の職業対策に関する建議

未亡人等が職業について経済的に独立し、明るい家庭生活を営むことは、その子女の健全な育成と民生安定の上にも極めて重要なことと考えられます。

未亡人等の福祉対策は、母子年金、母子福祉資金貸付、税制における寡婦控除等漸次充実しつつありますが、なお、その生活は経済的に不安定であり、六〇歳未満の未亡人等総数二七〇万人のうち、就業を希望するとみなされる者は約五六万人を数える現状でありまして、その就業を援助する方策が強く要望されております。

本審議会においては、この未亡人等の職業対策を推進するために検討を続け、労働市場において需給が甚だしく不均衡で、しかも未亡人等の適職であると考えられた家事奉仕職業の指導所を設けることについて、昭和二十九年九月建議を行ないましたが、その結果家事サービス公共職業補導所が設置され、現在まで良好の成果をあげております。

未亡人等は一般に年齢が高く、職業に必要な知識、技能に乏しい上に家庭の責任を背負っているなどの理由から、就職後も職業生活に適応していくのに種々困難な問題をもっております。

しかし、上述の例でも明らかなように、適職を選んで就職を援助すれば相当な効果が期待し得ることを考え、本審議会は、引続き審議を重ね、当面次の事項について特別の措置を講ずることが必要であるとの結論を得ましたので、その実現について特に配慮されるよう建議いたします。

記

1　未亡人等に特別の職業補導を行なうこと。

未亡人等は、長く家庭にあっては家事に専念してきたために、職業に対する自信を喪失している場合が多く、かつ、年齢も比較的高いために若い人々と同列に職業補導をうけて技能を修得するのに困難な状況にある。そこで、その特殊事情に応じた職業教育や職業補導を行なうことにより、職業能力をたかめ、就業を促進し、併せて補導期間中の育児、経済生活等の生活上の問題に対しても関係機関と連携をはかることによって側面的援助を行なうよう次の措置を講ずる。

(1)　女子職業補導センターの設置。

未亡人等のために特別の職業補導施設として、大都市に女子職業補導センターを設置する。

(イ)未亡人等の就業に容易な種目をえらび、比較的高い知識技能及び資格を必要とする職種については、随時簡易補導及び巡回補導を実施する。

(ロ)職業補導及び就業に伴なう生活問題に関して、関係諸機関との連携を強化することにより、社会福祉制度の利用あっせんを側面的に援助する。

(ハ)未亡人等の職業に関する調査研究、資料の整備、発行、啓蒙宣伝等を行なう。

(ニ)寄宿舎を併設し、子女の入舎も可能とするほか、保育室を設けて補導中子供の保護をはかる。

(2)　一般職業訓練所及び総合職業訓練所に未亡人等の特別学級の設置。

未亡人等のために特別学級を設けて、職業訓練の機会を容易に得られるよう措置する。

(3)　簡易補導教室の開設。

未亡人等の職業補導センターの設置されない地域において、未亡人等に容易な職種をえらび、短期間の補導を行ない、簡易託児もあわせて行なえるよう努める。

2　未亡人等の職業に関する相談業務を促進すること。

婦人少年室協助員と未亡人等の問題に関係ある機関、団体等との連携を一層密にして、その職業問題に関する相談業務の機能をたかめるとともに、これらの関係者に対し、未亡人等の就業を援助する上に必要な事項について理解をふかめるよう措置を講ずる。

3　公共職業安定所に未亡人等の職業指導及び職業紹介を担当する職員をおくこと。

主要都市の公共職業安定所の窓口に、未亡人等の特殊な事情について理解し、十分な配慮をもって相談に応じ得るよう訓練された婦人の職員を配置する。

4　広報活動を推進すること。

未亡人等の雇用を円滑に促進するため、未亡人等の雇用に関する調査を行ない、資料をととのえて、使用者ならびに社会一般の理解と協力を得るよう啓蒙活動を行なう。

医療関係への未亡人等の就職の可能性

田村清

＊医院関係

最近の「病院スト」のニュースの影響もあって、病院で働いている婦人労働者についての、関心と認識が一般にたかまったが、病院ストの主力と見られる看護婦は、厚生大臣の免許を受けて始めて資格が得られるので、誰もがなれるわけではない。病院にはこの他に、患者の介護をするために、病院外から、看護婦家政婦紹介業者の斡旋によって働いている、いわゆる「附添婦」がいる。このなかには未亡人がかなりたくさん居る。

病院に履われて働いている婦人には、ほかに、事務関係があるし、また、特別な教養訓練を必要としない婦人労働部門に、炊事婦・掃除婦等の婦人労働分野があり、現在でも、この種の仕事には多数の未亡人が働いている。

＊診療所関係

病院でない小さな医療機関は、診療所（医院）といわれる。診療所にも病室が少しあって入院を取扱っている所もあるが、多くは病室を持たないいわゆる無床診療所である。どこの診療所にも白衣を着た看護婦さんらしい人々が働いているが、このうち約三分の二の人々は、いわゆる見習看護婦で、看護婦の資格の無い人たちである。病室のある所では、また、手術の行なわれる所では、入院サービス等看護婦の仕事があるから、看護婦の資格をもった人が必要であるけれども、病室のない診療所では、見習看護婦と呼ばれている人々で十分に合っている。この人たちの毎日の仕事の内容を見ると、看護ということは殆んどないので、見習看護婦という名をつける事がおかしい。昔、見習看護婦という形で勤務して、殆んど独学で勉強して府県単位の試験を受けて看護婦の免状を貰った名残にしか過ぎない。

いわゆる見習看護婦といわれる人たちの日常の仕事を考えて見ると、

○診療所の清掃
○患者の受付、接待、医師の介補
○医療器具の消毒保管
○薬品の整備保管、調剤の手伝い
○会　計
○健康保険事務　等々

である。この最後の健康保険事務は、本年四月から全国皆保険の医療となるので、どこでもこの事務量が大変な量になる。

このようにあげてみると、この仕事はきわめて婦人向きの仕事ではあるが、看護婦本来の仕事とは多分に性質が異るから、看護婦の資格は必要としないので、最近では「医療事務員」という新しい名称が使われ始めている。

この婦人に適した医療事務員という新しい名称の職種が、従来は、長い間の習慣で、ほとんど住込みの若い婦人によって担当されていたが、住込みという悪条件もあって、年毎に求人が極めて困難になり、全国五万以上の診療所が対策も立てられない状態にある。

しかし、事務量のみ多く、低い医療費では、多くの診療所では高級な雇人を置くことが出来ないので、求人難はますます激しくなり、診療所の経営者である開業医の妻や娘達の労働力でこれを補っているのが現状である。

個人開業医でも、最近では週休制や、診療時間の短縮が漸次大都市方面から実施されるようになって来たから、近い将来には、子持ちの未亡人が通勤で、この医療事務員として働く例がたくさん出て来るものと予想される。旧制女学校卒程度の学力があれば十分やって行ける仕事であるから、この新しい職種に対し、公的な養成機関が設けられれば割合早く実現するのではなかろうか。

——横浜市医師会長——

笠間市未亡人会
"あけぼの会の"
就職のおせわについて

寺尾サイ子

埼玉県笠間市で、昭和二十五年三月、未亡人百二十二名が手をとり合って、「あけぼの会」を結成した当時の会員数は次の通りであった。

○一般未亡人　七六名
○戦没・戦災・引揚による未亡人　四六名
○定職あり生活の安定している者　六四名
○行商・内職等により生活している者　三五名
○職を求め生活の不安を訴える者　二三名

結成当日、職を与えてほしいと訴えた悲痛な未亡人たちの叫びは、いたく町当局・来賓の方々の胸を打ち、何とかしなければという輿論を大きくした。そして多くの指導と援助が与えられた。

昭和二十五年十月、まず第一に職業安定所々長の御尽力で、派出家政婦部が安定所内に結成され、早速、二十三名が登録した。会員の幹部一名が安定所と会員との連絡をとり、十月二十日から始められた菊祭りには、全員派出の喜びを得た。職業として見る時は何も出来ない家庭婦人も、家政婦として派出する時は、どこに行っても喜ばれ、忠実に働く人は、いっでも働き口があった。翌年四月、再登録を兼ねて反省会を持った時は、町役場その他に定職を得て、六名の会員が脱会していた。その後も相ついで、保育所・学校・会社・工場等の定職についた者二十五名に及んでいる。

昭和二十七年十月、郡内未亡人も仲間に入りたいとの希望があったので、笠間市未亡人会支部あけぼの会家政婦斡旋所として、労働大臣の許可を受け、事務所亡人が登録した。

昭和三十年一月、笠間市未亡人会支部あけぼの会家

昭和年	登録人員	年間就職人員	昭和年	登録人員	年間就職人員
二五	二三	不明	三一	五〇	二七五二
二六	二七	不明	三二	四七	二七〇六
二七	三七	一〇一九	三三	四四	二五四八
二八	四二	三一〇	三四	四〇	二一六五
二九	四三	二八一〇	三五	四一	二一五三
三〇	四五	三二二七			

を、あけぼの会母子ホーム内において開設した。その後、年毎に許可を受けて継続している。家政婦の仕事が未亡人に適していることが認められ、茨城県社会福祉協議会より年間四万円の助成金を受け、事務職員一名をおいて運営している。前に掲げた表は実績報告の一部である。

経営上の困難な点は

1　有能の会員が定職または自営職について、少なくなる。

2　会員対求人の間で話を決めて斡旋所を通さないことがある。

3　会員の多くが子持ちのため、住みこみ、遠隔地の派出が出来ない。

4　派出の合間にする内職は生活を支えられない。

5　派出の合間に出ていた失対事業が比較的精神的・時間的負担が少なく、給与の面もよいので、家政婦としての派出を好まなくなる。

対策として

1　新会員の質の向上をはかるため、あけぼの会幹部会員も加わって、調理の講習会を行なっている。

2　菊祭りが市内稲荷神社中心に、四十日間開催されるが、その間売店を経営している。家政婦の一部が交替制で自主的に経営するので責任感、販売技術等修得出来る。その益金により、視察旅行・懇親会を行ない、余剰金は積み立て、会員に融資して、生活の確立、生活改善に役立てている。

3　内向的な会員は派出家政婦を喜び、外向的な会員は売店の経営を希望している。職業訓練を受けていない会員のために今後も努力したい。

（笠間市未亡人会支部あけぼの会会長）

通勤家事使用人と
主婦としての私の体験

城座郁子

六年前、夫が病気になり自分が代って一家の生計を支えなければならなくなった時、まず、突き当たったのは、年齢という「壁」でした。

生花教授の資格を持ち、経験もありながら、戦争中の空白、戦後は家の立地条件の不利等により、看板を出しても、すぐ収入を得ることは望まれず、また、若い時代に満十年、経験のある英文タイプも、五十歳の声を聞いた者には縁遠く、求人欄の「年齢不問」というのは、保険の外交員か家政婦ぐらい、外交には自信がなく、家政婦も家政婦会というものに、不安があって踏み切れず、内職等しているうち、繊維会社の求人に応募し、英文タイプ補助と刺しゅう工として採用され、日給制ながら、職を得た喜びに張り切って働き出しましたが、その後約一年半、低賃金と残業・徹夜等による無理な労働のため、健康にも不安を感じるようになりました。ちょうどそのとき、（昭和三十一年十月）、東京都家事サービス公共職業補導所が開設されることを知り、また会社でも機構改革により退職の話があり、失業保険金が六か月支給されるのを幸い、転職を決意し、補導所第一期生として入所しました。

電気器具の使用法等はもちろん、家庭管理・育児看護、栄養の知識と料理、応接・洗濯・裁縫等短期間ながら、新しい時代の家事に対する、理論と実際の指導を受けたことにより、今まで経験と惰性によって続けてきた家事に、理論の裏付けと自信ができて、家事労働を職業として働く意欲もわき、お等感も払拭され、久しく悩まされた年齢の壁も突き破ることができました。

三十一年十二月修了後、補導所の紹介により通勤・日給制で、二つの家庭に半年余ずつ勤めた後、現在の勤先には、三十三年五月から引続き、休日以外一日の欠勤もせず働いてきました。夫妻とも、最高学府を出られた、理解と温情ある進歩的な方たちで、差別などされず、待遇も月給で日曜は休み、年二回の賞与もあり、昼間の家事一般、育児・食事等殆んど任されていますので、責任の重い反面、張り合いもあり、一一日を悔なく」と、一すじに勤めて、二年八か月の間、二人のお子達も、離乳その他順調に、偏食の心配もなく、標準以上に発育されて、肉親のようになつかれ、また、「わが家のなくてはならぬ存在」と言われて、今では、この道に進んだことを、心から喜んでいます。

その後、夫も無理のない程度に、働くようになり、中学生の男児と三人で暮らしていますが、現在のところ、何ら支障なく、家庭婦人の職業として適当で、将来性もあるものと思いますが、両立させて行くのには、何よりも、身心の健康が第一で、そのためには動め先の理解と、家族の協力が絶対必要なことを痛感しています。

終日、職業としての家事に専念し、精いっぱい努力して帰れば、わが家の家事には、とかく熱意のなくなるのが心寂しく思われますが、「健康である限り、働くことは人間の義務であり、かつ、最大の喜びである」ことを信条として、今後も明るく、生きてゆきたいと思います。

イギリスの働く妻たち

――バイオラ・クライン女史の調査の紹介――

島田とみ子

「働く妻たち」という調査報告が昨年のはじめイギリスで出版されて評判になった。筆者のバイオラ・クライン女史はロンドン大学政治経済学部研究員、社会学者であり、「女性の性格」「婦人の二つの役割―家庭と職業」（ミルダルと共著）などの著者としても知られている。六十ページばかりのパンフレットだが、仕事をもつ主婦の実態がくわしく報告されていておもしろい。つぎにそのあらましを紹介してみたい。

なぜこの調査をやったのか―序文でつぎのように述べている。既婚婦人が各種の工業・商業・公共事業・あるいは専門職へと進出しているが、これは西欧社会ではもう珍しいことではなくなった。経済の発展と消費水準の向上にともなって、今後もこの現象はつづいていくだろう。ほかの新しい社会現象と同じように社会は無意識にこれを受け容れている。が、一体これは、どのていどまで我々の生活に定着した型となっているのだろうか、若い女性は、結婚してからも働くということを、未来の生活設計の中へ当然のこととして入れているのだろうか。この問題について、さまざまな議論や意見もあるが、ほとんどは事実にもとづかない感情論に終始し、一般の男女がどんな考え方をしているかもわかっていない。

彼女たちはなぜ働くのか、家計を補うためなのか、仕事を楽しんでいるのか、家事と両方の責任で苦労しているのか、普通の主婦もチャンスがあれば、パートタイムか、あるいは一日中でも外へ出て働きたいのか、子どもが成長したら働くことを考えているのか、夫の考え方は？　働く妻は子どものためにどんな処置をしているのか、主婦が出ていくことは夫婦の生活にどんな影響を及ぼしているのか……こうした点を調査することにより、社会政策にも役立てようというのが目的なのである。調査を行なったのは一九五七年秋、一〇六八人の女性と、九六二人の男性に面接したもので、サンプルの数は少ないが、年齢・階級・性・町の規模、働く主婦と家庭による主婦などの分布からみて、代表的なものといって差支えない。なお、この調査は、特別な結果をひき出そうとか、若い女性は、結婚してからも働くべきだ――こういった序文のあったものでは決してない――ということを、現実的な理由だけで家庭にとどまる主婦がいるにしても、既婚婦人の職業への進出はいっそう拍車がかけられると思われる。

1　概観

一九五七年、イギリスには一二八二万の既婚婦人がいるが、そのうち約四百万は仕事についている。三人に一人という割合である。これをイギリスの働く女性の総数七百九十万（一九五八年の調査）からみると、既婚者と未婚者は半々ずつということになる。しかし、綿紡織、製陶、食堂のサービスといった分野では既婚婦人は六〇％以上を占めているという。既婚婦人の増加は戦後とくに著しく、たとえば一九五〇年には女子労働人口の四〇％だったものが、年々約一％ずつ増加して、五七年には四九・三％に到達している。その理由はいろいろ考えられるが、第一に結婚する婦人がふえ、とくに若くて結婚していること。第二に、一九五一年の人口調査では独身女性の八二％は就職していた。つまり独身女性の労働力を使うことはこれで限界に達しているとみられる。近年管理職・教育職・社会福祉方面で人手が要求されてきているが、これらは女性の適職であるから、いきおい既婚婦人が進出するという状況がさらに進むと予想される。

もっとも、十六歳以下の子供のいる主婦は、簡単に外へ出ていこうとはしないから、急速な変化はありえない。ただ、三十五歳以上で、幼い子どものない主婦には、機会さえあれば、働きに出たいというものは相当にいる。主婦の就職が、いまよりもさらに一般化すれば、商店の開店時間をおくらせて買物の便宜をはかる、ホームヘルプの組織化、冷凍食品の普及、配達サービス、せんたく屋のサービス向上、夫の家庭への協力などによって、家事についやす労力が減るであろうし、社会的な偏見ものぞかれるであろう。だから育児や教育など、現実的な理由だけで家庭にとどまる主婦

2　調査対象

本論に入ってまず、一、二八二人の調査した婦人の内訳は、既婚者八三七、寡婦及び離婚者一四九、寡婦八七である。既婚者のうち三一%は職業についており、六九%はついていない。ここにも既婚婦人の約三分の一が就業という結果がでている。そして、一五%は全日の就業であり、一六%はパートタイムとこちらがすこし上まわっている。独身者では八三%が全日の就業で、九%がパートタイムである。

イギリスは階級意識の強い国なので、既婚婦人の就業を、上流・中流、中流の下、労働階級の三階級にわけてしらべている。これでみると、全日制の就業は中流の下にもっとも多く（一八%）、労働階級にもっとも少ない（一三%）。パートタイムとなると、反対で、労働階級に非常に多く（一八%）、中流の下、及び上・中流は各一二%である。この理由は、パートタイムでは家政婦、食堂の給仕、雑役工員のような仕事があるが、中産階級以上の婦人はこういった職種を好まず、主としてホワイトカラーの職業を好む。こうした仕事では全日制の職場しか見つからないからである。

3　職種

既婚婦人と独身の女性の職種には大きな差異がでている。既婚者ではもっとも多い職種は家事労働者——つまり女中さん、掃除婦、食堂や学校食堂の手伝い等で、これが三一%、ついで工員（一六%）、商店の売子（一三%）、事務員（一三%）、ビジネスや商店の管理職（八%）、先生、図書館司書等の専門職（六%）……といった順であるのに、独身者では、事務員、秘書、タイピストなどが約三分の一を占めている。管理的な仕事では、家庭の主婦の年齢や経験をかわれて、独身者よりほんのすこし多い。教師などの専門職でも、独身者の割合がはるかに多い。つまり、女の職業のなかで、手のよごれないきれいな仕事は、独身者に多く行き、その補いを既婚者がやっているという印象である。

4　フルタイム（全日就職）とパートタイム

さきに三一%の働く妻のなかで、全日就業者は一五%、パートタイムは一六%と述べたが、この二つの場合についても、職種の差が大きい。全日就業では多い順にあげれば工員二二%、店員一五%、女中さんや給仕一五%、管理職一四%であるが、パートタイムでは女中さんや掃除婦などが四五%と半分近くに達し、事務員一五%、店員一二%である。両者を比較してみると、家事労働者などについてはパートタイムはフルタイムの三倍であるがタイピストや秘書となると、パートタイムは八分の一である。この種の職業ではパートタイムの勤務はやりにくいことを示している。管理・監督的な仕事でもパートタイム三%、フルタイム一四%と相当なひらきがある。

つぎに、仕事の性質についてみると、働く妻の六〇%までが不熟練労働についており、とくにパートタイムではその割合が高く、六七%、全日就業では五二%である。熟練労働及びホワイトカラー的職業（事務員、タイピスト、秘書）となると、パートタイム八%、全日就業二一%、また教師、管理職などをふくむ専門職では、仕事の性質上、パートタイムでも二四%、全日就業で二〇%、全日就業の方が大きな差がある。

つまり、こうした専門的職業は、仕事の性質上、パートタイムではやれないものなのであろう。これに反して、専門職の場合は一たんその職業に必要な教育を受けてしまえば、既婚婦人でも、全日就業ならば、その技術と資格をもって、十分やり通せるし、職場での地位もよいとみられる。

独身の女性の多くが、ホワイトカラー的職業、専門職に働いている事実とくらべてみると、既婚婦人の場合は、一度家庭にひっこんでしまうと、もとの同種の仕事への復帰は非常に困難なことを物語っていると考えられる。その理由は、家庭に入っている間にかつての技術が次第に失われてしまうこと、主婦となると、地理的にも家庭の近くでしか就職できないこと、家庭の事情からパートタイムでしか働けないことなどであろう。

5　働く理由

なぜ職業につくのかという問いに対しては、お金がもっとも大きな理由で、七三%、つまり四人のうち三人までがこれをあげている。もっともそのうちの半分はたとえ経済的に楽になっても、仕事はつづけたいと答えている。「家にいるのはつまらないし、お金が入るのは助かりますから」（紡織工）、「仕事は楽しいし、お金もいい」（教師）といった答は少なくない。

階級別にみても、〝経済的理由〟というのはさきに述べた三つの階級のどれをとっても最も高い割合になってはいるが、とくに労働階級では八割近くを占めていて、上流及び中流階級では四三%、中流の下では六七%である。夫を手伝っており、仕事が楽しいとか、なにかやりたいから働く、健康のため、岩返りのためという理由も、上流、中流、中流の下などの人々が労働階級よりもより多くあげている。

意外なことに、「経済的な妻の独立」を、はっきりあげているのは、中流の下に四%、労働階級に二%で、上の階級にはいない。が、働く理由にお金をあげていること自体のなかに、こういう気持は含まれているとよむべきであろう。

要するに、妻が働くのは、食べるため、生活を支えるためという絶対的な必要からではなくて、〝生活水準向上〟が目的と考えられる。主婦たちは、快適な生

活のためとか、自分たちにふさわしく生活するために働くといった答えかたをしているが、それでも各自の生活によってさまざまなニュアンスがある。

「収入がふえて、いろんなものが買えるのは大きなちがいですもの」――工員

「働いているので、とてもよい生活ができるようになりました」――先生

「もし、私が働かなかったら、うちはとても暮らしに困る日もあるんです。夫を本当に手伝っていると思いますわ」――工場の掃除婦

「私の仕事のおかげで、うちではいろんなものが買えるし休暇も楽しくすごせます」――事務員

「生活が安定したし、子どもをもう一人寄宿舎学校に出せるんです。」――音楽の先生

妻が得た収入は家具、よりよい衣類、休暇中の旅行、教育、住宅、自動車といったものに使われている。こういったものは、今やイギリス社会での生活水準維持には欠くことのできぬものであるが、夫の収入ではそういった必要は満たせない。極貧層が姿を消したイギリスの社会とはいえ、妻の収入が、今日の文化的生活の必要を補っているわけである。

従って、一たん不況となれば、彼女たちは、失業者としての登録もせずにやめていくであろう。最近しばしば、潜在失業者について言及されることがあるが、そのなかには、既婚婦人もかなり含まれているはずと考えられる。

〝お金〟以外の働く理由では、家庭の仕事の単調さから逃れて、社会と接触を保ちたいという答えがもっとも多く、ついで、精神的な刺激を得たい、仕事に興味がある、面白い……という答えも目立っている。自分の専門と接触をつづけたい、子どもに手がかからなくなったから働くのが社会人の務め、年金の資格をとりたい、若返りのため……等々各人各様の理由があるし、一つだけでなく、多くの理由が重なっている婦人が少なくない。答のいくつかをあげてみると――

「事業が好きなんです。ほかのことに興味がなくて、主婦であるだけというのは、本当につまらない」――事業の経営者

「子供が全部学校へ行ってしまったら、家ですることはありません。私の仕事は、朝のひまな時間にうってつけです」――映画館の掃除婦

「仕事を愛しています、子どもをもみんな家を出てしまって、今は私の一ばんの関心は仕事なのです」――骨とう品の売買業

「子どもがいないので、精神的な刺激になるし、人にも会えますから……」――公務員

「健康にいいですね。お医者さんが仕事をしなさいというんです。働かなくてもすむんですが」――家事手伝い

「私たちはまちをはなれて暮らしているので、私は友だちが欲しくて働きに出るんです。もちろんお金もですが。仕事は好きですから、やめるなんて、考えられません。働いている結果、いろんな新らしいこと、珍しいことが私達の生活に入ってきます……」――看護婦

6　年齢

イギリス全体の働く婦人の動きでは、最近は三五歳から四四歳の層の増加が著しい。働く婦人のうち既婚婦人の割合は、二五歳から二九歳では五九%、三五歳から四四歳では七三%にも達している。

この調査での働く妻たちの年齢は、一六歳～二四歳が一四%（一一〇人）、二五歳～四四歳が五一%（四一九人）、四五歳～六〇歳が三三%（二六二人）、やはり中年層の多いのが目立っている。勤続年数は二年以下が二六%で最高、つぎが六年～一〇年までで二四%、三年～五年の二二%、などが多いところである。

7　家庭にいる主婦

五五四人の主婦について、職業につきたいかときいたところ、半分以上の五三%がしたくない、四〇%はパートタイムを、四%がフルタイムを、それぞれのぞんでいた。

つぎに学齢の子供をもつ主婦三四八人について、子供が大きくなったら仕事につく計画はあるか、ときいたところ、六三%はプランなし、ぜひやりたいが一三%、あとは答えなし、わからないなど。

仕事につきたいと答えた主婦二六二人に、現在ついていない理由をきいてみると、「子供をみる人がいないから」が最も多くて、五二%、そのほかは、健康が許さない、夫が反対、家事が忙しい、子供は自分で育てたい、交通難、仕事をさがしている、年をとっているので、適当な職がない……等々。

こうした障害がなければ、子供が成長したら働きたいという主婦は全体の八〇%、残る二〇%は健康や夫の反対を理由に消極的である。

働きたいという主婦二〇〇人に、その理由をきいたところ、〝お金〟と答えたのが七三%、この数字は、現在働いている妻の七割までが〝お金〟と答えたのと一致している。その他の理由でも両者は似ているけれども、家庭の主婦ではとくに、精神的な刺激がほしい（二九%）、社会との接触がほしい（二一%）が目立っている。家庭生活の単調さ、孤独感からぬけ出したいという気持が、強いのであろう。

8　独身女性について

一四九人の独身女性のうち八三%がフルタイムで働き、九%はパートタイム、七%は仕事についていない。

このうち、現在働いている一三七人に「結婚後も仕事をつづけるか」と質問したところ、時々やりたいが五〇%、ずっとつづけたいが一五%、パートタイム希望が三%、したくないが二八%、未次第が四%だった。独身の女性たちの職業はほとんど結婚までということを物語っているが、専門職となると三二%がずっとつづけたいと答えており、他の職種でのつづけたいという答を上まわっている。

結婚してからも子供が生まれるまで働くと答えたものに対して、子供の成長後、再び職場にもどるかとの質問に対しては、五〇%が「肯定」し、二六%は「したくない」、二四%は「わからない」であった。以上のような独身女性の解答からみて考えられることは、〝人生は四十歳ではじめる〟という思想は現にその年齢に達した婦人たちだけの考え方だということである。二十代の女性にとっては、三十代、四十代になってから、もう一度働き出すというのは、あまりにも遠い未来に属する。既婚婦人が子どもに手がかからなくなったら再び働き出すということは、まだ、今のところは、社会的なパターンにはなっていないのである。

9　子供について

女を家庭にしばる最大のものは子供であり、とくにその年齢、数などが、就職に関係する。働く妻の四七%、家庭にいる妻の三〇%は子どもがいない。この数字は、結婚してから子供ができるまで外で働く妻が非常に多いことを物語っている。子ども一人が二八%、（家庭の主婦では三一%）、二人が一六%（同二〇%）、三人が六%（同九%）で、働く妻の方が子供の数は少ない。子どもの年齢は、五歳以下の子どもがいるもの三二%で、そのうち二六%は一人、六%は二人の子もちである。六歳から十歳までの子どもがいるもの三九%、十一歳から十五歳までが三七%、――つまり義務教育年齢（六歳～十五歳）の子どもがいるものが七六%で、もっとも多いことになる。家庭にいる主婦の場合では、学齢以下の子もちが四八%でむしろ逆になっている。

幼児や低学年の子どもをもちながら働いている主婦が留守中子どものためにどんな処置をしているかを質問したところ、約半数は必要なしと答えた。その理由は、子どもが学校にいる間だけ働くから（三七%）、夫が家にいて世話をする（三六%）、母親が家庭で仕事をしている（一六%）、子ども同士で助けあっている（一五%）……等々であった。これらのうち二つ以上の理由が重なっているものもある。

子どものために何等かの処置をしている残り半数の妻の答は、肉親や友人にみてもらい（六三%）、学校で夕食をとる（三一%）、職場へ子どもを連れていく（一六%）、その他（五%）……である。「その他」の中には、置する（一〇%）などで、二つ以上の答をあげているものもいる。

さきに、働く理由のところでも経済的なことをあげているものが七割を占めていたが、ここで結果をみても同様なことがうかがえる。しかし、そういった物質的効果とは別に、あるいはそれに加えるに、精神的な収獲――妻自身の満足、夫婦関係の調和など――が四一%もの妻によってあげられていることは注目に値しよう。

働く妻の五%――二五人だけが、職業についてからくる不利な点だけをあげていた。それらは、身心ともに楽でなく、週末に家事がたまるというもの が半数以上の五六%、疲れがひどい三二%、家庭にいたいと思う三二%、夜の外出ができず、家事をしなければならない二〇%であった。――家庭生活の喜びが味わえないとか、子どもの世話がみてやれない……等もある。

けれども、全体として眺めてみると、二五九人の働く妻のうち、悪い点をあげているのはわずか二五人で感情的な論議を避けるために、「あなたが働くことの結果として、結婚生活にどんな違いがおこってきましたか」という質問をした。

さてその答えは、圧倒的に現状を支持するもの――つまり職業についたことはよかったというものが占めていた。よいことだけをあげたもの五九%、よい点と悪い点をあげたもの四%、困ったしが二七%、よい点だけをいうもの五%であった。

働いてよかったという妻一六一人は、そのよい点をさらにくわしく――生活水準の向上（六四%）、夫婦相互の興味、協力、調和の増大（一六%）、妻に満足と興味を与えた（一〇%）、貧困からぬけ出て、夫婦関係の崩壊を防いだ（九%）、妻の独立（八%）、仕事で協力しあう（三%）などで、二つ以上の答をあげているもの

あり、しかもこの半数は良否両面をいっている。従って、妻が働くということはまず間違いなく成功しており、満足をもたらしていると見てよいであろう。

11　夫の同意は

夫たちた進んで賛成しているのか、仕方なしにあきらめているのか、妻たちは外へ出るために家庭で相当なレジスタンスをしなければならないのか、――どのていどまで夫の考え方に支配されているのか、――こうした点をきくために、夫と妻の両者に、「夫の態度」について質問した。

働く妻の答から――夫は無条件に賛成が六〇%、条件つき賛成が六%（この条件とは、家にいた方がよいが、まあ同意する、子どもがいないから、家庭生活に支障がおこらない限り、夫がが、妻が疲れ過ぎなければ、夫が外にいる間だけ働くなら……など）。夫の考え方が変ったが六%（はじめ反対だったが、変った理由は、経済的に楽になった、妻の働くことになれた、満足させているからなど）。反対は一九%、関心がなく妻のしたいようにさせているが五%であると二五%が変ったの六%と、反対の一九%をあわせると二五%となる。つまり四分の一の妻は、はじめ夫に反対されたが、夫を説得して働いているということになろう。

家庭にいる妻は――五五四人のうち五八%は夫が無条件に反対と答えている。働く妻では夫の賛成が六〇%だった。つまり、主婦が働く、働かないはかなり大きく夫によって支配されるということを示す。そして、二二%の夫は、家庭がうまくやれたら、子どもが大きくなったら、経済的に苦しければ、妻が疲れすぎないならば――などの条件付賛成、六%の夫は中立で妻自身にきめさせると答えている。

つぎに、夫たち六四四人の考え方はどうか。

三二%が無条件反対、二三%は無条件賛成、三二%は条件付賛成――その条件は子どもがいない、経済的に楽でないとき、長時間働かないなら、パートタイムならなど。二%が中立で、妻次第、どちらでもよいが幼い子どもがいたらいけないなどといっている。もっとも、現に妻が働いている夫では賛成率は六二%、パートタイムで妻が働いている夫では四二%である。

独身の男性二八七人の意見では、無条件賛成がすこしふえ、反対がややへっている。

社会階級と夫の意見との関係を見ると、上流、中流の上など高い階級ほど妻の職業に対する理解は高い傾向がある。そういった階級の妻たちは、専門職や管理的な仕事などについているせいもあろう。

反対する夫たちの理由では、「家庭が女のいるところだ」がいちばん多くて七九%、「女は男が養うもの」が六%、ほかに、女に家庭と仕事の両方をやらせるのは無理だ、妻が働けば男や独身の女から仕事をとりあげることになるといった意見もある。具体例をあげてみると――

「女が外へ出れば、家庭はこわれますよ」（三九歳、鉛板工）

「男が金を十分にもってくれれば、妻は家にいるべきだ、女でも金の使い方を知らないのがいるからいけない。そんなだったら、いくらもってきても足りないだろう」（四三歳、炭坑夫）

「妻が外へ出ると子どもの犯罪がふえる」（四七歳、技術者、中流の下）

「もし家政婦がほしいなら結婚はしない。妻は子どもと家にいてほしい。家にいられるように必要なものは十分やっている」（四四歳、炭坑夫）

妻が働くのに賛成する夫たちの五六%が経済的に楽になるからと答えている。二人の収入を合わせるとずっと豊かになる、妻の月給で、このごろ生活費の高騰も切り抜けられるなど。二%が中立で、妻次第、どちらでもよいが幼い子どもがいたらいけないなどといっている。もっとも、現に妻が働いている夫では賛成率は六二%、パートタイムで妻が働いている夫では四二%である。

独身の男性二八七人の意見では、無条件賛成がすこしふえ、反対がややへっている。

社会階級と夫の意見との関係を見ると、上流、中流の上など高い階級ほど妻の職業に対する理解は高い傾向がある。そういった階級の妻たちは、専門職や管理的な仕事などについているせいもあろう。

反対する夫たちの理由では、「家庭が女のいるところだ」がいちばん多くて七九%、「女は男が養うもの」が六%、ほかに、女に家庭と仕事の両方をやらせるのは無理だ、妻が働けば男や独身の女から仕事をとりあげることになるといった意見もある。具体例をあげてみると――

「女が外へ出れば、家庭はこわれますよ」（三九歳、鉛板工）

「男が金を十分にもってくれれば、妻は家にいるべきだ、女でも金の使い方を知らないのがいるからいけない。そんなだったら、いくらもってきても足りないだろう」（四三歳、炭坑夫）

「妻が外へ出ると子どもの犯罪がふえる」（四七歳、技術者、中流の下）

「もし家政婦がほしいなら結婚はしない。妻は子どもと家にいてほしい。家にいられるように必要なものは十分やっている」（四四歳、炭坑夫）

妻が働くのに賛成する夫たちの五六%が経済的に楽になるからと答えている。二人の収入を合わせるとずっと豊かになる、妻の月給で、このごろ生活費の高騰も切り抜けられると率直にいっているものもある。

「自分は熟練工だが、収入は十分でない。妻も同じくらいかせぐ」（三一歳）

「家の中で一人が働くだけでは必要な金は入らない。休暇の旅行にも行けない」（三〇歳、溶接工）

「家の中ですべてのことがうまくいく。娘は十七歳だがいま学校へもう一度もどって、特別コースの勉強をしている。妻が働いていなかったらとてもやれないことだ」（四八歳、人夫）

こうした夫の答に共通しているのは、物価高や生活費の値上りに、妻の働く理由を求めており、自分たち夫の責任ではないという表現の仕方をしていることだ。たとえば、

「一人の収入ではこのごろはとてもやっていけない。妻の収入でとても助かる。もちろん、家の中では夫も手伝わなくちゃならない、それで助かっているんだから」（四〇歳、鉛管工）

「今日では、普通の男は楽にやっていける金はかせげないし、女も一日中忙しく働くだけの仕事は家の中にないでしょう」（六二歳、職工長）

経済的な理由のほかに、二三%の夫は、仕事が妻により広い興味と関心を与えるからといい、また、妻に独立を与える、女も男と同じ権利と責任がある、女が家庭にばかりいたら、国家や産業にとっても損失でしょう――などの意見もでている。ともかく、一口に賛成といっても、深く考えないで受け容れているのもあれば、精神的に深い支持を与えている夫もおり、ニュアンスはさまざまである。

「一日中四つの壁の中に閉じこめられていたら、妻もやりきれないでしょう。ダレだって友だちをもった

り、変化がほしいですよ」（四二歳、実業家）

「第一に妻は家にいるのがとても退屈らしいのです。子どもはいません。二番目に、自分の自由になる金を女というものは欲しがるものです」（二五歳）

「全面的に賛成です。子どもが小さい間はいけませんが、大きくなったら自分の成長を考えるべきだし、必要なら仕事をもったらよいでしょう。家の中に閉じこもって、とくにすることもないというのはやりきれない生活でしょう。三人の子どもが大学へ行きはじめてから、妻は自分の新しい職業に入りましたよ」（五九歳、公務員）

「私も心から支持しますナ。外へ出ない女は気持が狭いし、面白味がない。働いていると、知的だし、話題も面白くなるし、男と平等です。妻を働かせない男は、嫉妬深いんじゃないでしょうかね」（五四歳、事務員、中流の下）

妻といっしょに婦人服店を多数経営している実業家のつぎの意見は、興味深い。

「家庭をもった婦人を多数やとっているが、彼女たちは非常に良心的に働くから、賛成です。私自身の気持では、若い女はかえって面倒だと思う。既婚者といっても二つのグループにわけられる。一つは最近結婚したばかりというもの、もう一つは一九三四年代を知っているもの。私の見るところでは、後者の方がより良心的に働く。が、いずれにしても、未婚の若い女は大体仕事は早く片付けてしまって遊びたい方だが、結婚しているとそうではない。そして視野は広くなるし、人にも会える。フルタイムで働くのはきついかもしれないが、まわりの条件次第だろう。仕事は、個人の独立を与える。どんなに幸福な結婚をしても、家庭に入ると、女はその一部を失うものだ。夫にねだらないで、自分のお金がもてるというのもよいことだろう」（五〇歳、階級は中流の上）

結局、夫たちの意見というのは、自分の経験からつくられる。経済的な理由、妻のためになるから、考え方として支持する――等々いろんな意見はあるが、働く妻をもった自分の体験が幸福であれば、賛成の意見ということになっている。しかし、例外としては、妻が仕事をもったため、海外に派遣され、五年間も家庭生活はしていないという夫もいた。この夫は理論的に、妻が職業をもつのを支持しているので、なんとか我慢しているというが、まあ極端な場合である。

家事労働の幾分かを夫たちがしなければならなくなるが、夫たちのなかには、仕方がないとこぼしているものもいくらかあるが、全体としてはむしろ家事を愉快にやっている、妻よりも私の方が上手でして――といった答え方をするものが目立つ。家事の負担は大して夫の肩にかかってはいないことだろう。

「妻が働いたことから、生活がどう変ったか」という質問に、夫の二九％は変化なしと答えたが、一ばん多いのは、収入がふえたことを告げるもので、これは五二％もいる。けれども、経済的に豊かになりすると同時に、妻を若返らせた、ずっと楽しそうだ、ほかの物事へと関心を広げた――という答が たびたび出てくる。こういう表現をしているものは一〇％、さらに一四％の夫は結婚生活が、物心両面でよくなったと述べている。妻の話題も豊かになり、見識も高くなり、夫が結婚生活を見直したという答もあるが、ある公務員はこう表現している。

「妻は、子どもが大きくなってからは、私たちが出なおしたような新鮮さを生活に与えている。今までも、週に一度映画やオペラにいったことは、私たちが出なおしたようなものだ。夫にねだらないで、自分のお金がもてるというのもよいことだろう」

12 結論

これまで述べてきた調査の概要からひき出される結論として、第一に考えられるのは、女の一生は、今も昔と同様、妻であり、母親であるという役割によって、支配されていることだ。家庭と子どもが生活の中心であり、責任であることを自他ともに認めており、ほかの仕事は、すべて付随物に過ぎない。従って、既婚婦人が続々と職業に進出していくことは、家庭で果たすべき責任が次第に軽くなったことからして起こったものである。主婦としての役割が少なくなると、それに呼応して、エネルギーのはけ口を求めて社会へ進出したものであること、家事労働の軽くなったことの結果で、しかもそれに、生活程度を向上しようという欲望が結びついている。女性の解放とか、女権拡張とか、女にも働く権利があるというような主張はこの調査への答えとしては女の側からは全くといってよいほど出て来ず、むしろ男の側から男女平等という言葉が出てきている。

三人の主婦のうち一人は職業についているとはいいながら、家庭をもってからも仕事をつづけるということは、まだ、イギリスの女性たちの生活の型とはなっていないこともわかった。独身の女性たちは、ほとんど働いているが、それは結婚までの腰掛けであり、たとえ結婚後つづけたとしても、子どもができるまで、家庭生活に必要なものがそろうまでと考えている。高い教育を受けて専門職についている独身の女性の中では その三分の一が結婚後も仕事をつづけたいといっているが、ほかの三分の一は、すぐにやめたいと答えてい

るほどである。

若い女性は大体二十二歳以下で結婚するが、もし、その直後または結婚してしばらくして職業をやめていくとすると、彼女たちの職歴は非常に短くなる。しかし、現に、三十代、四十代に相当数の働く婦人がいるし、現状に照らすと、全部が結婚後しばらくしてやめるということもいえないだろう。だから、既婚婦人の就職というのは、前もって予想はできないことなのではないか、つまり、女としての未来の設計に入っていることではなくて、周囲の都合や事情でそうなったもので、そういう事情は、予想できたものもいくらかあろうが、大体は予想できなかったものであろう。経済的な問題、家事よりも仕事を好むこと、ゆとりのあるお金がほしい、夫との死別、手にある技術を生かしたい、家庭の単調さや孤独から逃れたい気持、そんなものが重なって、働く環境をつくり出している。

夫の態度は、予想していたのとちがって、保守的というよりはかなり進歩的で理解があり、働く妻の大多数は仕事につくに当って、夫の精神的支持をうけている。夫の大多数は妻の働くのを歓迎し、なかには熱心に支持するものもいるが、効果として強調しているのは、生活程度が上がったということよりも、妻が若返り、視野は広くなり新しい興味をもち出して、夫婦の関係が新鮮になったということである。妻は家庭で働くという夫婦の役割は二つにわかれているとする考え方はもう過去のものとなってお り、結婚の理想としてのパートナーシップの考え方が強くなっている。「私達が働いて得たものはみんな二人のものだ」（四二歳）「妻が働いているとパートナーシップを深めます」（二六歳）といった言葉に端的にあらわれている。

妻の働くのに反対だという夫のあげている理由は子どもである。しかし働く妻のうち三人に二人は学齢以下の子どもがいない。幼い子をかかえて働いている妻は少なく、また、子どもが学校から帰ってきた時、肉親にもだれにも見てもらえないという場合は、さらに少ない。子どものための処置は各自でいろいろと考えているということである。

パートタイムとフルタイムの割合をみると、半々よりもパートタイムの方がすこし多い。イギリス全体の働く既婚婦人のなかでパートタイムとフルタイムはどうなっているか——という点は現在の官庁統計では不明だが、およそ半分ずつと考えてよいだろう。従って既婚婦人の進出は働く女性の二分の一といっても、パートタイムがその半分というのを考えあわせると実際の既婚婦人の労働力は三分の一ていどと思われる。

「パートタイムなら働きたい」という主婦はかなり多い。しかし問題はパートタイムの職場や職種が限られているのである。現在パートタイムで働いている主婦たちの三分の二以上が未熟練労働に従っている。若い女性に人気のある速記・タイピストなどという職業は、パートタイムで働きたくても、のぞめない状況にある。イギリスでは労働力が不足しているが、独身の女性は大部分職業についているからであろう。だから、今後開拓の余地があるのは主婦の労働力であろう。だから、主婦の働きやすいように、パートタイムの職場を開くことが必要であるが、それにはどんな職種が適しているか、訓練をどうするか、労働時間をどう組織したらよいか等が今後の問題である。

現状では、やり甲斐のあるパートタイムの専門職はほとんどないが、人手不足から先生・看護婦・社会福祉ワーカーに、主婦がパートタイムでわずかに進出している。周囲の事情と個々の実績が、こうした動きを進めるであろう。こうしてうまくいけば、将来は、女性も家庭と職業を両立させるのが、もっと容易になる日が来るかもしれない。しかし現在ではこのようなパートタイムの問題は社会の十分な関心をひいていないうらみがある。

（朝日新聞家庭部記者）

◇第十回婦人労働問題研究会議の開催について

労働省婦人少年局および都道府県婦人少年室では、標記の研究会議を次のような課題目的で開催します。

一、**課題**　「男女同一価値労働同一賃金はどのようにして実現するか」

二、**目的**　男女同一賃金の原則は、労働基準法により原則的には一応形を整備されたが、わが国の賃金体系が一般に複雑であり、その本来の主旨が労使、社会一般においても十分に理解されていなかったため、男女同一賃金の実現にはなお検討を要する問題を残しているのが実情である。

最近、経済の発展にともない職場の組織、職務のあり方、賃金制度等について新しい編成が求められ、同一労働同一賃金への関心が次第に深まっている。

この研究会議においては、このような事情にそくして、男女同一価値労働同一賃金の実現を促すために、同一賃金の意味を明確にし、現状との関係を検討し、その実現を援助するための方策を研究して、今後の活動の基礎となる見取図をつくることを目的とする。

会議開催の方法として、本省は、学識者、労働者、使用者、婦人団体員が参加して中央研究会議を行ない、婦人少年室は職場の婦人、助言者が参加して地方研究会議を行ないます。なお、中央会議は二月十日（予備会議）、二十四日、三月八日の三日間、労働省竹橋会議室で行なわれます。

人労働問題《座談会》

五島氏　　大羽氏

出席者

香川婦人少年室協助員	大眉嬉余子
岡山婦人少年室協助員	高畠退策子
山口婦人少年室協助員	三ケ本カズ子
毎日新聞論説委員	五島貞次
（司会）	
労働省婦人労働課長	大羽綾子

大羽　明日、婦人少年室協助員の全国会議を本省で持つことになりましたので、この機会に、協助員活動について、実際にご経験なさっていらっしゃるお三人の協助員方と、「毎日新聞」の五島先生に御出席いただきましたので、お話し合いを願いたいと思います。

私ども婦人少年局の扱っている対象は社会の中で弱い立場にある人たちでして、この方たちに対しても待遇がよくなればと思いまして、私が扱ったケースをレポートにまとめたわけでございます。

大羽　具体的にどんなことですか。

三ケ本　たとえば、労働時間八時間ということになっておりますけれども、それが十二時間以上にもなりますし、賃金も公立と私立では非常に差がひどくて、私立は公立以上に働いていながら賃金が非常に安いのです。五年以上の経験保母でも、給料は五千円程度なのですね。公立だと一万二千円から一万七千円になります。労働時間でも、公立は八時間勤務なのに、私立は十二時間ないし十四時間勤務なのです。そして休憩も全然なくて、それをたえしのんでいるわけです。そういうことを少しでも園長に言うと首になるというのでどこにも訴えられないんです。保母という職業から、社会事業という美名にかられて、そういう状態におかれていますが、保母自身も当然社会的保護を受けられるはずですし、生活の安定ということを考えないわけにはまいりません。賃金や労働時間をもう少し何とかしていただいたら、もっと明るい保育事業ができるのではないかと思うのですけれども、それにはやはり、園長なり、経営者なりに、ほんとうに理解していただかなければなりません。それには、上からの指示でもないと、保母自身が言い出すということは全然できないのです。

大羽　どうして、保母の問題があることに気づかれたんですか。

三ケ本　それは、私が保母さんと接する機会が多いからです。それに私は、社会福祉主事の資格を持っておりますし、昔、保母をやっておりましたので。私が保母をしていた十年前も、現在も、保母の待遇は全然変わっていないのです。

大羽　今は家庭においでになるわけですか。

三ケ本　はい、家庭におりまして、こういう協助員のお仕事や婦人会の方の仕事をしております。

高畠　組合などはないのですか。

三ケ本　ないです。それで私は、組合を作るように保母自身が仕向けていけないものでしょうかと言ったのですが、それだけの勇気のある方がいないのです。そういうことを言えば、園長からにらまれて、せっかく優秀な方でも、自然やめて、ほかに変わってしまわれるのです。

大羽　ちょうど今、看護婦さんの待遇のことが問題になっておりますね。

五島　保母さんには、全国の保母連盟ですか、保育所連盟でしたか、そういうのがありましたね。あれは経営者、つまり、所長の組織ですか。

三ケ本　下関には下関保育連盟というのがありますが、これは園長自身の団体ですから、普通の保母さんは……。

五島　保母さんの会をつくらなければいけないわけですね。

大羽　私が扱ったケースをレポートにまとめたわけでございます。

大羽　具体的にどんなことですか。

三ケ本　たとえば、労働時間八時間ということになっておりますけれども、それが十二時間以上にもなりますし、賃金も公立と私立では非常に差がひどくて、私立は公立以上に働いていながら賃金が非常に安いのです。五年以上の経験保母でも、給料は五千円程度なのですね。公立だと一万二千円から一万七千円になります。労働時間でも、公立は八時間勤務なのに、私立は十二時間ないし十四時間勤務なのです。そして休憩も全然なくて、それをたえしのんでいるわけです。

高畠　組合などはないのですか。

三ケ本　ないです。それで私は、組合を作るように保母自身が仕向けていけないものでしょうかと言ったのですが、それだけの勇気のある方がいないのです。そういうことを言えば、園長からにらまれて、せっかく優秀な方でも、自然やめて、ほかに変わってしまわれるのです。

大羽　ちょうど今、看護婦さんの待遇のことが問題になっておりますね。

五島　保母さんには、全国の保母連盟ですか、保育所連盟でしたか、そういうのがありましたね。あれは経営者、つまり、所長の組織ですか。

三ケ本　下関には下関保育連盟というのがありますが、これは園長自身の団体ですから、普通の保母さんは……。

五島　保母さんの会をつくらなければいけないわけですね。

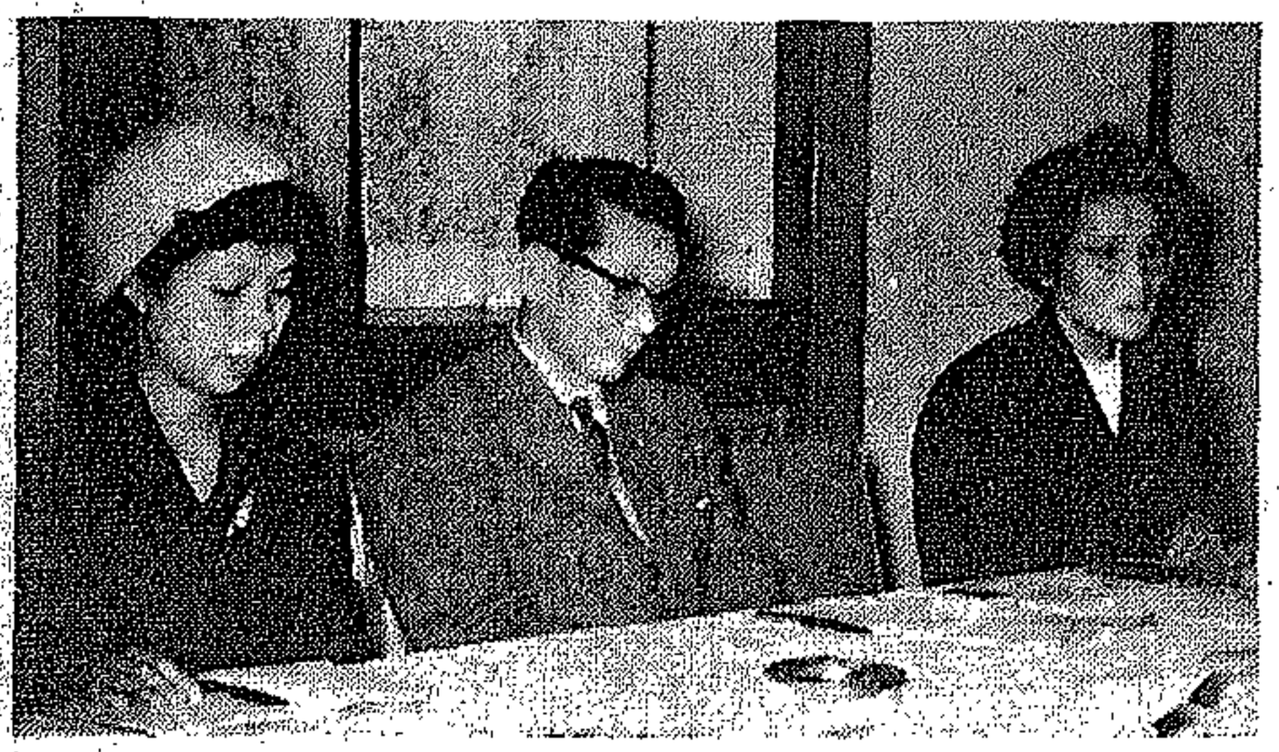

協助員活動と婦

三ケ本　そういうものを作って、どんどん活発に発言をして、訴えることが大事なことだと思うのです。

大羽　ただ会を作っても、朝から晩まで重労働で働いている保母さんが、そういう会を持つ時間があるかどうか、なかなか問題がありますね。

三ケ本　日曜日にも講習会などに狩り出されるので、非常に重労働になるわけです。日曜もなかなか休めないのですか。

高畠　労働基準法などの適用は受けないのですか。

大羽　基準法の適用はあるのですけれども、零細企業ですから。

五島　保母さんだけでなく、ほかの零細企業の従業員も守られていないわけですからね。

大羽　しかし、それだけでなくて、三ケ本さんも言われたように、社会事業という考え方が、看護婦の問題と同じように、働いている人に犠牲を強いるということが、だいぶあると思うのです。

五島　そういう問題は協助員という立場からは、どうにもならないんですか。

三ケ本　保母さんたちから、よくそういう相談を受けるわけです。こんなところでは勤まりませんから、どっかほかを心配して下さいと頼まれるのですす。それで、このたびは東京におせわしてあげましたけれども、店員になりたいとか、事務員やバスの車掌になりたいとか、いろいろな職業に変わられるのですね。

大羽　こういうことは監督署ですればよいのでしょうけれども、そこまで手が届きませんし、婦人少年室の職員も少ないから、協助員のように地域にいらっしゃる方で、実情をつかんでいる方から御報告を受けますと、また、問題の考えようもずっと具体的になってくるのですが、そういうことが直接つかめないところが、私どもに欠けている点ではないかと思っております。

三ケ本　公立ですと休むこともできますけれども、私立などでは、社会事業だからというので、みんな遠慮しているんです。

五島　今、病院のストをやっておりますが、この次は社会福祉施設の職員の待遇問題が必ず出てくると思うのです。

大羽　今、社会福祉事業の職員組合の中にも、保母の対策協議会とかいうのができかけておりますね。それから、全国社会福祉協議会というのがあります。あの中に、保母の会というのができておりますけれど、それがやはり、経営者とはっきり分かれていないので、その辺に問題があると思うのですけれども。

五島　保母さんが重労働になるのは、施設の中に深く入りこんでいるためですね。それから養護施設のように泊まりこんで二十四時間勤務しているような場合も、同様の問題がありますね。

大羽　あれも保母さんなんです。

三ケ本　そうですね。養老院は寮母さんですけれど。私、東京で西多摩郡のS園を見せていただいて、園長さんといろいろお話したんですが、待遇も労働時間も非常にいいんですね。

五島　公立はやっぱり公務員ベースでいきますからね。ですから、公立と私立の差をどうして縮めるかということが問題なのですね。

大羽　今になりてがなくなるかもしれませんね。そういうお話を伺いますと、生きたいい問題だと思います。私どもも問題があるということは前からわかっていましたけれども、やはり、そういう具体的なお話がないと、ぴんとこないんですね。

◇働く婦人と保育所の問題

大眉　今の、保母さんの問題とはちょっとちがいますけれども、私の町に保育所がございまして、そこにお子さんを入れたい方がたくさんあるのですが、施設も充実していませんから、はいれないが大せいあるのです。それで、家で仕事をしたくてもできないわけです。そういうようなことも……。

大羽　それもまた別の婦人労働問題ですね。

五島　子供を入れたくても人員に制限があるから、はいれないんですね。市町村で監査していますからね。

三ケ本　国からもう少し手当てを出していただいて保母さんをふやせないものでしょうか。

大羽　大眉さんの方の地域で働いている女のかたは、どういう仕事をしているのですか。香川でしたね。

大眉　おもに手袋の内職です。

五島　共かせぎで内職をしていられるんですね。手袋の有名な産地ですか。

大眉　香川県の白鳥が手袋産地の中心ですが、その近くです。

五島　そうすると、あっちこっちで軒並みにやっていらっしゃるわけですね。

大眉　そうです。商工の町です。

大羽　香川県の手袋は内職としては、大分大きいらしゅうございますね。おもに輸出ですね。

大眉　輸出と国内と両方です。漁師の奥さん方が、ご主人が漁でずっと遠方に行きますから、その留守をあずかって手袋の内職をしたり、工場へ勤めている方が多いので、子供を預けたいんですね。

大羽　こういうことは私どもの課でいつも問題になることなのです。このごろ共かせぎの方がふえていますし、内職している方も多いのですけれど、子供の始末に困るというのが非常にあるんです。それで保育所が足りないという声がありますが、実際には全国で保育所は九千いくらあるんですね。だから、なぜそんなに足りないのか、私どもには、どうもはっきりしないんですけれども。

大眉　私の見方かもしれませんが、もったいないほど、子供の待遇がいいんですね。それで、こんなら、もう少し子供さんの数をふやしてもいいんじゃないかと思う場合もあるんですよ。

大羽　保母一人について、子供さん幾人という基準がありますからね。

三ケ本　山口県の場合は、保育所はあり余るのです。下関で三十なんぼ、県下で二百なんぼあるのですから。民間の保育園では、どうぞ入ってくださいとお願いするほどで、香川県とは反対です。

大羽　やっぱり地域によってずいぶん違うんですね。

三ケ本　保育園も財政ということを考えるからなんですね。実際、母親が働かなくてもいいような家庭からは、月謝がたくさんもらえるから、そういう家の子供を入れたがるわけですね。

五島　そういうところに問題があるわけですね。保育所にどうしても入らなければ困る子供さんが入れないで、共かせぎをしなくても生活に不自由がないような家庭の子供が入る……。

三ケ本　保育園は、お父さん、お母さんが保育できないために、保育の面に限って見ていただく場所ですのに、幼稚園にあげられるようなうちの子供が保育園に来るものですから、実際に保育園に入りたい子供が入れなくなるのです。下関では、幼稚園は非常に高い知能指数の子供を選ぶので、それにはねられた子供が保育所に回るんですね。保育所としても、保護世帯の子供を集めるより裕福な家庭の子供を入れた方が何かと便利ですから……。

大羽　私、だいぶ前ですけれども、岡山県の児島に行ったことがありますが、被服加工の内職をやっている方がたくさんあって、その方たちの中に漁師の奥さんで、だんなさんの留守にやっていると、なかなかむずかしいようです。

五島　長欠児童ですね。特に、中学教育は漁師にはいらないというので、小学校より長欠は、もっと多いでしょうね。

高島　そうなんです。それに、非常に貧困なんですね。冬になっても、上着はもらったりしているようですが、下着は夏物で間に合わすとか、家族がざこ寝しているとか、六畳に七、八人寝ているというようなことで、衛生施設も悪いし、教育に対する親たちの関心もないわけです。最近、児島市の北側にあるお寺に、やはり、おっしょさんがつくられた保育所がありまして、先般許可されましたが、それに対して町の有識者が援助しております。そこでは、奥さんが子供さんのお世話をしているから、給料の点は問題がないように聞いております。御主人がそういうことが非常に好きなので、片手間にやっておられるということです。

大羽　保母さんは使っておられないわけですね。児島のように、あれだけ大ぜいの方が内職していられると、子供さんの問題が相当あるんじゃないかしらという感じがするんですがね。

高島　そうなんです。それに、あそこは学校へも行かないところなんでして。非常に漁量が少ないということと、自分のむすこに釣を教えるということで、小学校時分から漁につれて行って仕込むから、就学率が非常に悪いのです。先生がいろいろ対策を講じていらっしゃいますけれど、なかなかむずかしいようです。

五島　長欠児童ですね。特に、中学教育は漁師にはいらないというので、小学校より長欠は、もっと多いでしょうね。

高島　そうなんです。それに、非常に貧困なんですね。冬になっても、上着は、

高島　児島には市立と私立とがありますが、漁村には、今お話しのような、子供を預けたいという方があります。あそこにはお寺がありまして、そこのおっしょさんが、社会事業に大変熱心で、自分から進んでおやりになる。それに対して町の有識者が援助をするというふうにしてやってきたわけです。最近、児島市の北側にあるお寺に、やはり、おっしょさんがつくられた保育所がありまして、先般許可されましたが、それに対して町の有識者が援助しております。そこでは、奥さんが子供さんのお世話をしているから、給料の点は問題がないように聞いております。御主人がそういうことが非常に好きなので、片手間にやっておられるということです。

大羽　保母さんは使っておられないわけですね。児島のように、あれだけ大ぜいの方が内職していられると、子供さんの問題が相当あるんじゃないかしらという感じがするんですがね。

高島　そうなんです。それに、あそこは学校へも行かないところなんでして。非常に漁量が少ないということと、自分のむすこに釣を教えるということで、小学校時分から漁につれて行って仕込むから、就学率が非常に悪いのです。先生がいろいろ対策を講じていらっしゃいますけれど、なかなかむずかしいようです。

五島　長欠児童ですね。特に、中学教育は漁師にはいらないというので、小学校より長欠は、もっと多いでしょうね。

高島　そうなんです。それに、非常に貧困なんですね。冬になっても、上着は、

大羽　やっぱり地域によってずいぶん違うんですね。

三ケ本　保育園も財政ということを考えるからなんですね。実際、母親が働かなくてもいいような家庭からは、月謝がたくさんもらえるから、そういう家の子供を入れたがるわけですね。

五島　そういうところに問題があるわけですね。保育所にどうしても入らなければ困る子供さんが入れないで、共かせぎをしなくても生活に不自由がないような家庭の子供が入る……。

三ケ本　保育園は、お父さん、お母さんが保育できないために、保育の面に限って見ていただく場所ですのに、幼稚園にあげられるようなうちの子供が保育園に来るものですから、実際に保育園に入りたい子供が入れなくなるのです。下関では、幼稚園は非常に高い知能指数の子供を選ぶので、それにはねられた子供が保育所に回るんですね。保育所としても、保護世帯の子供を集めるより裕福な家庭の子供を入れた方が何かと便利ですから……。

大羽　私、だいぶ前ですけれども、岡山県の児島に行ったことがありますが、被服加工の内職をやっている方がたくさんあって、その方たちの中に漁師の奥さんで、だんなさんの留守にやっていると、なかなかむずかしいようです。

五島　長欠児童ですね。特に、中学教育は漁師にはいらないというので、小学校より長欠は、もっと多いでしょうね。

高島　そうなんです。それに、非常に貧困なんですね。冬になっても、上着は、

高島　児島には市立と私立とがありますが、漁村には、今お話しのような、子供を預けたいという方があります。あそこにはお寺がありまして、そこのおっしょさんが、社会事業に大変熱心で、自分から進んでおやりになる。それに対して町の有識者が援助をするというふうにしてやってきたわけです。最近、児島市の北側にあるお寺に、やはり、おっしょさんがつくられた保育所がありまして、先般許可されましたが、それに対して町の有識者が援助しております。そこでは、奥さんが子供さんのお世話をしているから、給料の点は問題がないように聞いております。御主人がそういうことが非常に好きなので、片手間にやっておられるということです。

大羽　保母さんは使っておられないわけですね。児島のように、あれだけ大ぜいの方が内職していられると、子供さんの問題が相当あるんじゃないかしらという感じがするんですがね。

高島　そうなんです。それに、あそこは学校へも行かないところなんでして。非常に漁量が少ないということと、自分のむすこに釣を教えるということで、小学校時分から漁につれて行って仕込むから、就学率が非常に悪いのです。先生がいろいろ対策を講じていらっしゃいます

大羽　それもありますね。そういうことは、児童委員とか、民生委員というような、協助員とはちがいますけれども、やっぱり民間の方々が世話しているんですね。その辺にどうも不合理な取扱い方があるように思うのですけれども、五島先生はどうお考えですか。是正するわけにはゆかないものでしょうか。

五島　少し話が飛びますけれども、貧困の問題は、現在の生活保護の基準が、この間、裁判所で問題になったように、

憲法で保障された線よりも下だというこ
とですね。だから、これを今までは毎年
三%とか、四%とか、非常にわずかしか
上げていないのを、少くとも一〇%から
二〇%くらい上げれば、最低の層は、かな
り救われるという気がするんですが。
それから、保育所が地域的に非常に偏
在しているということですが、その足り
ない場所に、一ぺんに保育所をふやすと
いうわけにもいかないでしょうから、何
か保育所に代るような施設ですね。家庭
保育制度というんですか……。

大羽　東京都でやっていますね。

五島　あれなんかをもう少し地方の市
町村でもやったらどうかと思うんです。

三ケ本　それから、私、いつも思うんん
ですけれど、晩に働きにいくお母さんの
ために夜間の保育所を作っていただきた
いのです。たとえば、写真屋さんのお店
が忙しいから、夜の六時から十時まで炊
事に行くという人があるわけです。

大羽　家事の手伝いですね。

三ケ本　下関では商売人が多いので、
朝と昼と晩と分かれて、三時間か四時間
働きに出るお母さんがあるんです。

大羽　パートタイムですね。

三ケ本　はい。そういうお母さんが子
供さんをおいていくので、小さい子供を
夜あずかってくれるとほんとうに助かる
と思ったんで、市へ話を持っていったん
です。そういうお母さんは、御主人が病
気とか、貧困の家庭なんですね。

五島　一部の地域の現象ですか。

三ケ本　私、東京に三年ほどおりまし
たが、そのときも、そう思いました。

大羽　京都では、夜間もやっているとこ
ろがあるそうですけれど。

三ケ本　あるらしいですね。それを聞
いて、いいなあ、と思いました。

◇協助員の力で〝働く婦人の家〟を

大羽　高畠さんは縫製の会社の専務さ
んでいらっしゃいますが、協助員はいつ
からでしょうか。

高畠　私はこの七月（三十五年）から
協助員になりましたが、先ほど大羽さん
が言われたように政府がやると冷たいと
いう感じを与えるし、青少年の問題でも
なかなか浸透しない。それを民間でお手
伝いして、あたたかくやるという御趣旨
だと思いますが、今まで経験してみて、
これは大変よい制度だと思いました。私
は今、織物をやっておりますが、前はミ
シンの縫製もやりまして、非常に婦人労
働者の多いところでして、いろいろお世
話をしておりますが、どういうふうにし
たらいいか、これがいつも頭にひっかか
っています。

もう一つ、児島市にライオンズクラブ
という社会奉仕をやる団体ができていま
して、私はその会の幹事もしております
が、これは、地域社会の暗い谷間の人た
ちのお世話を常にやっている会で、先ほ
どのお寺の保育園などにも経済的な御援
助をしております。

大羽　高畠さんのように、いろいろな
団体――協同組合やクラブなどに関係し
ている方は、そういう団体を通じて、い
ろいろな援助を得られますので、そうい
う方に協助員をお願いするのがいいんじ
ゃないかと、私どもとしては思っており
ます。それからまた、大眉さんのように
洋裁学校を開いている方や、三ケ本さん
のように御家庭にいらっしゃる方の場合
も、またそれぞれ違ったいろいろな問題
に目をつけてくださいますし。

五島　児島市のような町では、婦人の
娯楽のためのステーションを作るのもい
いですね。そういう点はどういうふうに
やっていらっしゃいますか。

高畠　児島市は一万六千人くらいの若
い女工員さんでほとんどを占めています
から、こういう人たちの余暇のことが非
常に問題になるわけです。相手は殆んど
中小企業ですから、そういうところのお
やじさんの頭をかえていかなければだめ
なのです。労働基準協会で事業主の組織
を作って毎月一回、労務管理上、余暇を
どう過ごさせるかというような問題につ
いて話しあうわけですが、現実には、大
体放任主義が多いですね。最近では、中
小企業の就職者が少ないことから、女工
員さんが、晩に遊びに出て、十時過ぎて
も帰らないようなときでも、経営者はあ
まり叱れないんです。余暇に映画やダン
スに行く者が多いようです。

これに対して、今、私たちは「婦人の
家」を作ろうじゃないかということを話
し合っているわけです。

大羽　そうしていただくといいですね。私の方で補助金の要請をしていますけれど、ことしは兵庫県の西脇に出すことにいたしました。ここも児島と同じように織物の密集地帯ですから。

高畠　それをぜひ、来年度はいただきたい。それと、今度の中小企業振興補助制度によって、いろいろなセンターを作ろうじゃないかという空気が出てきています。きっかけは、就職が悪いということからですけれども、余暇の善用のためにいろいろ考えなければいけないという気分に、大分なってきているのです。

大羽　せっかく施設ができましても、それこそ、官庁の役人では十分な働きができないんです。予算にしばられたり、考え方も自由じゃないものですから。クラブ活動なんて言いましても、かたくなっていたんでは、人が集まって来ないんですね。ですから、「働く婦人の家」ができましたあかつきには、どうしても協助員の皆様方の御援助をいただかないと、せっかく、建物が建っても、閑古鳥が鳴くようなことになりますから……。

高畠　雰囲気というものは、ずいぶん考える必要がありますね。

大羽　私どもは官僚的ではないつもりでおりますけれども、やはり考えることは、わくにはまっておりますからね。

◇余暇の使い方と指導について

高畠　一年ほど前から児島に沖縄から三十八名の女子が来ておりまして、ミシン工場や織物工場へ就労しております。山口や香川などから来ている子供は正月休みには国もとへ帰っていきますが、沖縄だと帰れないから、淋しかろうというので、安定所と相談しまして、ライオンズクラブのメンバーが一人ずつ子供を自分の家庭につれてきて、引きとろうじゃないかということになったんです。

夏には、島がたくさんあるから、キャンプにつれていくというふうにしたらどうか。これを県がやると、窮屈だからいやだということになりますが、民間でやると、気持よく受け入れてくれます。

私の方では、余暇の時間が自由ですから、売春行為が多いのです。よそからはいって来ている若い人たちは六時に仕事が終るとひまだから、映画に行く。そこで男性に誘惑されて、次第に落ちていくんですね。いい服装もしたくなる。小づかいが足りないということで、つい…。これは経営者の管理が悪いということと同時に、自分の時間を享楽的な方に持っていくということに問題がありますね。

大羽　ほかの地区でも、そういう問題があるように聞きましたけれども、やっぱり余暇の問題は非常に大切ですね。

高畠　テレビやいろいろ娯楽設備をしましても、あまりありがたがらないで、よそに行くのですね。工場の購売部化粧品など置いても、同じ品物でも町に出て買いたいという心理があるんですね。

大眉　工場内で、表面は娯楽的なものにしておいて、内容は青年学級的なものにして補導するというような面が、少し欠けているんじゃないでしょうか。

高畠　百人ぐらいおる所では、指導の先生を呼んだり、宿舎に図書室を作ったり、いろいろやれますが、五人、二十人というような小さい所では、どうしても放任主義になっている。そういう所の子供が出て行って荒らしまわるんですね。

大羽　やっぱり家庭を離れて来ているからですね。特に女の子の場合には、お母さんの手元である程度しつけるということも大事ですから、それをカバーするものがほしいですね。

高畠　よそから来ている者がそういう問題を起こすと、会社から労務課長が親元に、説諭しに来てくれと言ってやるんです。すると、うちは貧乏だから、自分でだんなを見つけるために出してるんだから、そのままにしておいてくれ——そんな考えの親が半数はおりますね。あとの半分は飛んできますけれど。

五島　いい相手が見つかって結婚したら、どういうふうにやっていきますか。

高畠　児島では大体職場結婚が多いんです。三年ぐらいたつと、被服の裁断工と夫婦になって共かせぎをする。そして金をためてミシンを一台買って自分の家で家内工業を始める。これがだんだん発達したのが児島の実情なんです。

大羽　労務課長が親元へ手紙を出すとおっしゃいましたけれども、職場の管理者が直接手紙を出すより、協助員のような第三者の立場の方が相談にのってあげたら、どうなんでしょう。労務課長などから説諭されると、このごろの新教育を受けた人は、ただの使用者じゃないかという頭で反撥しますね。それが行き過ぎると近江絹糸みたいになりますしね。

五島　そこがむずかしいんですね。職場の経営管理、人事管理の面からは、職場の人が仕事の面だけでなく、あまり干渉がましくない範囲で人間的に指導するのがいいんじゃないですか。それは、平常からの職場の管理者と従業員との関係がどれだけスムースにいっているかによって違ってくることですから、少なくとも職場の管理者として、そういう人物の配慮を要求していいと思うんですよ。

高畠　結局、先ほど申しましたような裁ち子から独立したような人が五人ぐらいでやっている、家内工業的なところのおやじさんをどう教育するか、これが一番問題です。これには、監督署としては手をつけていないんです。

大羽　そういうことは監督署の問題じゃありませんものね。これこそ私どもがやる分野だと思うんですけれど。

大眉　私は、経営者教育をする成人学級が実現したらいいと思うんです。

大羽　今、だんだん人が得られなくなっているので、そういう方たちに思い直していただくいい機会ですね。

三ケ本　私の考えでは、結局余暇を上手に使うようにしむけないから、悪い遊びをするようになるんですから、協助員が心配してあげて、県の働いている青少年が集まって話しあえるような会合を作ってあげる。そして、郷里の話とか、勉強のこととか、いろいろよい方に興味を向けるような話をしあうようにしたらいいんじゃないかと思うんですけれど。私の夢でしょうか。

高畠　夢ではないと思うんですよ。最近は中小企業の経営者もだいぶ気がついてきていますから。給料なども大幅増大紙なみの初任給にするということに踏み切っているんです。ただ、悲しいかな、あとの福利厚生施設は非常に資金がいるからなかなかできない。そこで、子供の余暇の時間をどうしたらよいかということで、来年の新卒の子供を入れるために各県へ人を出して、希望をきいているというような状態なんです。そうしますと、大体の希望は、余暇の時間は学校へ行きたいというのが非常に多いわけです。

大羽　女の子でもですか。

高畠　そうなんです。それを見抜いて各種学校のようなものを作っている工場もありますが、最近では、各種学校では免状がもらえないから定時制へ行きたいというのが多いので、来年から定時制の

高校へ入れることを経営者は約束しているんです。しかし、織物の方は二部制ですから夜間には通学できないので、昼間に定時制を設置してくれるように県と市の教育委員会と接衝しております。

五島　そういう昼の定時制ができれば非常にいいわけですね。不良化の問題もだいぶ解決するかもしれませんね。ただ心配されるのは、大きい会社工場はいいんですが、小さい商店なんかで、雇用主が時間の苦面をして、定時制に通わせても、定時制を出たとたんに、ほかにかわってしまうというような可能性が出てくるんじゃないですか。

高畠　ありますね。被服の工場で、年間ほかの子供より三十分食事の時間を早くさせて学校へやっていたが、卒業したら、市役所の公務員などに出て行ってしまう。これでは何したことやらわからんということです。

大羽　ですけれど、女の場合、仕事が単純だから、三、四年がいいところだと使用者の方がおっしゃいますから、それにぴったりというわけですね。男の場合はちょっと問題がちがいますけれども。学校へやったから縛るというのは、どうかと思うんです。

高畠　織物でも被服でも四年がピークで、あとは下がってきますから、そういうことも言えますね。

◇協助員活動について

大羽　地域で皆さんが活動なさいますのに、どんな点がむずかしいのですか。

三ケ本　下関には協助員が三名おりますが、これでは少し少なすぎるような気がするのです。山口県では、協助員の管理は婦人少年室のある山口市でやっておられますけれども、ふだん協助員が三人顔を合わすことはなかなかないんです。というのは、協助員が話し合う機関がないからです。協議会のようなものがあって協助員が話しあう機会があれば、もっといろいろな問題で活発な活動ができると思うのです。東京へ行ったら、しっかり勉強して帰って、そういう会を作ってきたいのです。同時に、マスコミ関係者も、こういう制度をもっと知らせるように努力する必要があると考えています。

もう一つ感ずることは、協助員の方が今、全国に二千五百人もいらっしゃいますが、果たして、そういう協助員の協力なり援助なりを必要としている地域に、適正に配置されているかどうか。地域によって非常に弱体のところがあるんじゃないか。全体として、もう少し数をふやすことも必要ですけれども、同時に、地域によって協助員の配置をもう少し重点的に考えられたらどうかと思います。

大羽　何分、協助員制度ができてから日が浅いものですから、経験も薄くて、私どもといたしましても、困っていることが多いので、きょうの会はそういう意味で、有意義だったと思います。どうも皆さん、ありがとうございました。

（十一月二十九日、如水会館にて）

大羽　お話がいろいろ尽きませんが、最後に五島先生に、協助員制度について御批判をいただきたいと思います。

五島　今、協助員だけでなく、いろいろな種類のボランティア的な委員さんがたくさんおられるわけですね。私は外から見て、いつも心配するのは、受ける側の国民から見て、一体、どの委員さんはどういう仕事をしているのかということがさっぱりわからんのじゃないかということです。これは、労働省なり、厚生省なり、いろいろの官庁がそれぞれ独自の仕事をしておられて、それを進めるために、官だけが表に立たないで、民間の協力を得れば、仕事が円滑にはこばれるという趣旨から作られたもので、そのこと自体、非常に結構だと思いますが、どうしても末端ではその仕事が重複してくるわけですね。では、どうすれば一番国民の側にそれがプラスになるかということを考えると、やはりこういう委員さんの間の協力提携を、いつも緊密になさることじゃないか。また、小さい町や村では現実に、すでにそういう姿になっているところも多いですけれども、一人の人が保護司もやり、民生委員もやり、同時に、協助員になるというような姿の方が、むしろ望ましいんじゃないかと思います。都会の場合は、一人でそう沢山やるということはないでしょうが、その場合でも、やはり民間の委員間の協力態勢をつくることが非常に大事じゃないかと思うんですね。

それから協助員さんだけのことを言いますと、協助員はできてから比較的日が浅い——民生委員のように長い歴史を持っていない。従って、国民の側も、協助員というのは何をやるのかということになってくるわけで、協助員というものの存在を、もっと折につけ、強くPRする必要がある。それには、私の属しているようなマスコミを大いに利用していただきたいのです。同時に、マスコミ関係者も、こういう制度をもっと知らせるように努力する必要があると考えています。

もう一つ感ずることは、協助員の方が今、全国に二千五百人もいらっしゃいますが、果たして、そういう協助員の協力なり援助なりを必要としている地域に、適正に配置されているかどうか。地域によって非常に弱体のところがあるんじゃないか。全体として、もう少し数をふやすことも必要ですけれども、同時に、地域によって協助員の配置をもう少し重点的に考えられたらどうかと思います。

大羽　何分、協助員制度ができてから日が浅いものですから、経験も薄くて、私どもといたしましても、困っていることが多いので、きょうの会はそういう意味で、有意義だったと思います。どうも皆さん、ありがとうございました。

（十一月二十九日、如水会館にて）

一余暇に生花のおけいこ--

八幡市千日商店街

千草グループの動き

福岡県年少労働者福祉員　山田定一

千日商店街は八幡市黒崎商店街の中の一角に、整然とまとまっていて、その歴史は古いのですが、一昨年までは、その通称さえ知っているお客は無かったほどでした。この街の商店経営者や関係者は、どうしたらこの商店街を広くお客に知らせ、発展させることができるかをたびたび相談し、宣伝に力を入れてきましたが、こういうごとよりもっと大切なことを忘れていたのに気がつきました。それは、店員の教養と厚生施設の問題でした。

従来、商店員は主人に言われたとおりに動く、一種のロボット的存在でした。また時間的にもルーズになりがちで、自分の自由時間も少なく、教養を身につける時間も機会もないので、賃は低下するばかりという状態でした。こんなことでは店の繁栄も、商店街の発展も望めません。そこでまず、店主一同が集まって話しあった結果、店員に対して明るく楽しい職場を与えて教養を身に付けさせ、その向上を計り、希望を与えるべきであることに、意見の一致をみたのでした。経費その他むずかしい問題もありましたが、逐次解決して、働く者の集い「千草グループ」が始めて誕生した次第です。幸い、この活動に先立ち、市役所の児童・商工両課から陰のお力添えを受け、いっそう励まされたことを感謝しております。

「千草グループ」の会員は、現在、男子九名、女子三八名で、二十五年八月十六日発会式をかねて、第一回レクリエーションとして、八幡市外畑貯水地に一泊二日のキャンプにゆき、想像以上に和やかに明るく、楽しい一日を過ごしました。また、この日の情景は西日本テレビのカメラにも収められ、放送され、遊戯に、食事に、心から楽しそうで、だれ一人として疲労の色を見せるものはありませんでした。

今まで同じ商店街に働きながら、たがいに殆んど言葉を交したこともなかった者同士の、この一日ですっかり打ちとけた姿を見て、役員一同の心から感動をおぼえたのでした。このグループはあくまでも店員だけのものとして、厚生部は舞台裏の道具方としての役割を果たしていくつもりです。講座も毎日曜日午前中二時間ＡＢ二班の二部制とし、各班ごとに責任者二名ずつを設け当番制にして、彼等自身に運営に当らせてきました。経費は一切店主側が負担し、器具一切も厚生部が貸与して、生花とお話会で第一歩を踏み出しました。場所もある店主の御好意により座敷を開放していただいて実施しています。こうした店主側の御協力がどんなにか我々の力となっていることでしょう。

現在、講座は生花を終って、引続き、市役所側に講師を推薦していただいて、有意義なお話をわかりやすく話していただいています。まだ日も浅いので、講座の成果はめたちません

資料室

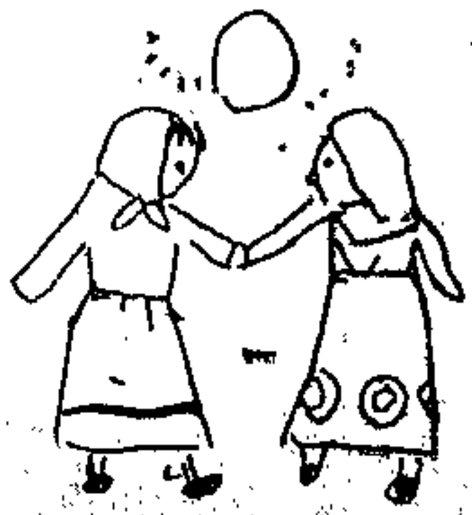

未亡人等の職業対策

一、未亡人等の職業対策に関する建議と経過のあらまし

婦人少年問題審議会の労働大臣に対する建議を中心にして

婦人少年問題審議会は、昭和三十五年一二月一六日、同審議会長山高しげり氏名で石田労働大臣に対し、未亡人等の職業対策に関する建議を行ないました。

その内容については、本誌巻頭で、山高氏も書いておられるように、当面強く要望される未亡人等の就業促進対策に関する四項目からなっていて、その第一は未亡人等に特別の職業補導を行なうこと、第二は未亡人等の職業に関する相談業務を促進すること、第三、公共職業安定所に未亡人等の職業指導及び職業紹介を担当する職員をおくこと、第四、広報活動を推進するものですが、これは去る二九年九月、同審議会によって行なわれた第一次建議に次ぐ第二次の建議であります。

未亡人等の職業に関する第一次建議の内容は、一般職業についての技能経験に乏しく、長く家庭にあった未亡人等の適する職種があるとみられる事業場の使用者から直接、未亡人等の雇用の現状、長所・短所及び受入れに関する意見をきく会を催す等、各面から慎重な検討を行なった結果、今回の第二次建議書提出の運びとなった次第であります。

注1)

○未亡人等の雇用の実情（婦人労働調査資料第27号）――未亡人等の雇用に関する調査結果報告、製造業及び非製造業の部――

○未亡人等の雇用に関する調査（婦人労働調査資料第24号）――飲食店旅館業の部――

○未亡人等の職業シリーズ第1輯（婦人労働資料第43号）

○〃　第2輯（〃　第45号）

○〃　第3輯（〃　第49号）

○〃　第4輯（〃　第59号）

○高齢者の雇用に関する諮問委員会（海外婦人労働資料第43号）――一九五二年英国労働省報告――

○年長婦人労働者の雇用（海外婦人労働資料第50号）――一九五六年一一月ILO事務局作成――

二、未亡人等に対する特別の職業対策の必要性

昭和三〇年国勢調査によると夫と死別した未亡人等は五二七万人、そのうち労働力になりうるとみなされる六〇歳未満のものが約半数の二七〇万人、何らかの形で仕事に就いている者が二二八万人（そのうち雇用者は七三万人）となっていますが、完全就業を希望していると考えられる未亡人等も約五六万人（三四年就業構造基本調査）いると推計することができます。

これら未亡人等の福祉対策については、従来から各方面から関心をもたれており、母子年金・遺族年金・母子福祉資金貸付、税制における寡婦控除、児童福祉法による母子寮・保育所への入所等の行政措置が講ぜられ、漸次充実されつつありますが、職業対策については非常におくれており、さきの家事サービス公共職業補導所の開設のほかは、これといって未亡人等全般に適用されるものはほとんどみるべきものがない現状です。

そのため、せっかく設定されている福祉制度も効果的に活用されていない事項がみられる状況です。例えば母子福祉資金貸付制度における技能習得資金、技能習得期間中の生活資金等の利用率が非常に低いことは未亡人等に適した職業補導機関が乏しいことに原因すると考えられましょう。（表1）。

未亡人等の多くは子供をかかえ、生計

表1　母子福祉貸付金の貸付決定額の比率
（昭和28年度～34年度）

種類＼年度	昭和28年	昭和29年	昭和30年	昭和31年	昭和32年	昭和33年	昭和34年
	%	%	%	%	%	%	%
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生業資金	56.6	51.1	39.6	31.0	26.4	27.8	26.2
支度資金	0.6	1.6	2.5	3.0	3.8	3.5	3.7
技能修得資金	0.4	0.8	0.7	0.3	0.2	0.1	0.1
生活資金	0.3	0.4	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1
事業継続資金	32.3	25.4	24.5	24.8	23.9	20.4	19.3
住宅補修資金				2.2	4.3	3.3	5.9
修学資金	9.2	19.5	30.8	36.6	39.5	43.1	42.9
修業資金	0.6	1.2	1.6	1.8	1.8	1.7	1.8

（厚生省母子福祉貸付金申込及び貸付決定状況調より）

か等に、何らかの方法を講じなければ未亡人等が生活を支えるために職に就くことは非常に困難なのであります。従って未亡人等の就業を促進するためには、その社会的障害をカバーするための一般とは異なる特別の対策が必要でまるわけです。

身体障害者職業対策として国は法律（注2）を制定してその身体的障害をカバーしつつ雇用を促進し、漸次成果をあげつつありますが、未亡人等の職業対策についてもその成果をあげるためには、これらの社会的障害を強力にカバーする方針を併用する特別の対策が実施されることが必要であります。

注2）
○身体障害者雇用促進法
○職業安定法第二十二条「公共職業安定所は、身体に障害のある者、あらたに職業に就こうとする者その他職業に就くについて特別の指導を加えることを必要とする者に対し、職業指導を行わなければならない」
○職業訓練法第八条身体障害者職業訓練所

そこで次にその社会的障害となる事項すなわち未亡人等を採用する上に、どんなことが難色を示される要因となるかを、婦人少年局が実施した未亡人等の雇用に関する実情調査結果、使用者側の意見、公共職業安定所求人担当者の声、海外資料等を検討し、とりまとめたものについて述べることにしましょう。

○未亡人等は家庭生活の全責任者であり、子供その他扶養家族をかかえている場合が多く、生活内容が若い婦人にくらべて複雑であるので、欠勤・遅刻・早退の頻度が高く、また家庭の疲れやその他家庭内の問題を職場に持ち込む懸念を持たれがちである。

○経済的に大変ひっぱくしている場合が多いので、就職の支度にこと欠くことがある。

○長い間、家庭生活に専念していたため、社会常識に乏しく、社会生活への適応性が低い。

○職業や職場についての知識経験に乏しい。

○発表力が弱い。物事の把握や表現が下手なため、無口となったり、じょう舌で要領をえない発言をしがちである。

○年齢が高い。従って若い人にくらべて運動精神等が減退し、仕事の速度や技術に対する理解がおそい。

○若い人や社会一般に対して、劣等感やひがみを抱きやすく自信に欠ける。夫がいない、年をとっている、手のかかる子供がいる等が応々にして劣等感を抱かす原因となっている。

○生活に迫われるため、明るさを欠き、なりふりをかまわなさ過ぎる者が多い。

○職場の空気を陰うつにする懸念を持たれがちである。等

三、未亡人等の職業対策

今回出された審議会の建議は、以上未亡人等の就業上の障害をカバーし、その就業を促進する方策として打出されたものですが、次に項目を追って解説することにします。

(一)未亡人等に特別の職業補導を行なうこと

就職戦線における一番の強みは実力を身につけていることであるとはいうまでもありません。

未亡人等に就職上必要な知識技能を与え、自信を持たせるための職業補導が必要ですが、未亡人等はさきにものべたように、若い人と異るもろもろの条件を持っており、若い人には同調し難い面が多いので、未亡人等に専用の施設または学級を設けて職業補導を行なうのでなければ成果は上がりません。

お互に夫を失ない、一人で家計をになっている、子供がいる、長い間家事に専念していた、年齢が高い等共通の体験と困難をもつ者どうしグループを作って、似たようなテンポで勉強するところに安心感とはげみと落着きを持って、はじめて知識技能の習得に専念することができるでありましょう。

また未亡人等は長い人生を経ているので、職業に関する知識・技能・経験・生

活条件等がまちまちです。従って職業補導を受けることを希望するすべての未亡人等にその機会を与えるためには、補導施設・補導期間・補導種目は多様的、段階的に用意されなければなりません。

さらに未亡人等は生活を負担している場合が多いので、知識技能習得に専念させるためには補導期間中の生活障害をとり除いてやる必要があります。常に生活相談を併用して、適用のある社会福祉制度の利用を指導し、または関係機関への積極的連絡調整を行なう等側面的援助を与えることが大切です。また子供を持つ者が多いので、安心して補導を受けることができるよう補導期間中の子供の問題を配慮する必要もあります。

そして補導にあたる指導員達は未亡人等の特殊条件や心理をよく理解し、その取扱い方について訓練を受けた者がのぞましく、一クラスの中でも個々の事情をよく把握し、必要あるときは個別指導を行なうことも考えられます。

以上のことを配慮して建議書には次の三通りの職業補導様式を同時に、各地域で併用することが要請されています。

(1)女子職業補導センターの設置

未亡人等のための特別の職業補導施設とし、大都市数か所に女子職業補導センターを設置して職業能力を身につけた未亡人等を多数養成することにより、労働市場における需給調整をも促進するとともに、未亡人等の職業対策の拠点としては単純な知識・技能を必要とするものとするほか、補導期間中補導生のための生活相談、簡易託児も併わせ行なえるよう努めます。

注3) 未亡人等が多く就いている職種および適職と考えられる職種例
(次に掲げる職種例は婦人少年局が未亡人等の多く就業している職種について分析を行なった「未亡人等の職業シリーズ」から抜粋したもの、婦人少年問題審議会等で適職としてあげられたもの及びその他若干の資料から抜粋したものである)

会計経理事務員。文書・人事関係事務員。教育係。交通通信関係事務員(電話交換手・テレタイプ)。応接係事務員。厚生係事務員。診療所の医療事務員。看護事務員。調剤事務員。和文・英文タイピスト。雑耕者。トレーサー。洋裁師。編物士。洋服士。クリーニング士。歯科衛生士。看護婦。助産婦。理容師。美容師。寮母。炊事婦。雑役婦。家事女中。座敷女中。勝手女中。旅館女中。ホテルのルームメイド。フロント。ホステス。土産物販売員。ホテル・病院等のハウスキーパー。社員寮・厚生寮の管理人。デパート商店等の相談員(家庭用品・ベビー用品・紳士身廻品・和服売場等)。帳場係。集金人。通訳。観光案内業。繊維製品加工単純労働者。衣服身廻品製造単純労働者。食料品加工単純労働者。等

(2)現在ある一般職業訓練所及び総合職業訓練所に未亡人等の特別学級の設置

未亡人等のために特別学級を設けて、全国的に職業訓練の機会を容易にえられるような措置をします。この場合、補導に伴なう生活相談、子供の保護を行なうことは(1)と同じです。

(3)簡易補導教室の開設

女子職業補導センターの設置されない地域において、地域毎に、求人の見通しが立ち、かつ未亡人等に適職とみられる職種を選定して、随時短期間の職業補導を行ないます。

この場合、施設は借り上げ、補導種目は単純な知識・技能を必要とするものとするほか、補導期間中補導生のための生活相談、簡易託児も併わせ行なえるよう努めます。

(ロ)未亡人等の職業に関する相談業務を促進すること

未亡人等の職業に関する相談には、就職、技能習得、内職及びこれらに伴なう保育・生活費・技能習得のための経費、就職支度に要する経費、その他生活問題等、職業に直接間接に関係のある諸事項が予想されるので、その関係機関は多岐にわたります。従来から各機関はそれぞれ窓口を開いてはいますが、相互の協力体制が十分でないらしく、必ずしも成果が上がっているとは考えられません。

従って、就職を希望する未亡人等の目的を達成させるためには従来からこの業務にたずさわっている婦人少年室協助員が関係機関と一層積極的に連携を密にして常時における情報の交換、資料の相互提供を行なう等、相談業務の機能を高めることが必要です。そのためには当然、それぞれ窓口機関の上部機関における今一層の強力な連絡協力がなされなければなりません。同時にまた、これら関係機関における担当者に対して未亡人等の就業を援助する上に必要な事項―すべての関係機関の業務内容、未亡人等の特殊事情やとり扱い方―について理解をふかめるよう措置を講ずることが肝要です。

未亡人等の就業に関係ありとみなされる地方機関には次のものがあります。

○婦人少年室・婦人少年室協助員
○都道府県職業安定主務課・公共職業安定所・内職公共職業補導所・職業安定

協力員

○都道府県職業訓練主務課・一般職業訓練所・総合職業訓練所・家事サービス公共職業補導所

○都道府県母子福祉主務課・母子福祉センター・児童相談所・母子相談員・児童委員

○都道府県民生安定主務課・福祉事務所・授産所・民生委員　等。

㈢公共職業安定所に未亡人等の職業指導及び職業紹介を担当する職員をおくこと

さきに未亡人等の通性についてのべた通り、多くの未亡人等は社会性に乏しく積極性を欠き、職業に対する自信を失っていますので、職安の窓口で求職することすら怖気を持つ場合があります。そこで少なくとも主要都市の職安窓口に、未亡人等の特殊事情について深い知識と理解を持ち、とり扱いに関する訓練を受け、労働市場における年長婦人の事情にも精通した婦人の未亡人等の職業指導、紹介担当者を配置することが必要であります。

㈣広報活動を推進すること

職を求める未亡人等は相当数に上っているにもかかわらず、現在、使用者ならびに一般社会の未亡人等の就業への関心はうとく、とりわけ労働市場における需給状況からみて使用者の理解協力が乏しいむきが察知されます。従ってこの際、未亡人等の職業対策行政の推進と併行して、その雇用の円滑化をはかるため、根拠ある資料にもとづく未亡人等の職業上の利点、就業の必要性等を使用者・一般社会に宣伝し、理解と協力をうるための啓蒙活動が必要であります。

婦人少年局実施の調査結果、使用者の声、海外資料等からとりまとめた未亡人等の職業上の利点には次のようなものを掲げることができます。

○責任感が強い。生活に真剣に直面しているため真面目で責任感が強く、他の模範となる。

○慎重で落着きがある。長く人生経験を経ているので落着きがあり、ものごとに処するに当たって慎重であるため、間違いが少なく、仕事が正確である。

安定した安全な仕事の手順をつくり、不注意になったり、急に気が散ったりすることがなく、災害発生度が低い。

○忍耐強い。地味な、きれいでない仕事によく耐え、「縁の下の力持ち」的役割を果たす。

○接遇態度がよい。人と接する場合、その趣旨や要求をよく理解して礼儀正しく、忍耐強く、感情的にならない態度で応待する。

○指導力がある。若い人達に母親らしい気持で接し、指導的役割を果たしうる人が多い。

○定着性が高い。結婚前の腰掛け的勤務でなく、生涯の仕事と考えているので腰を据えて働く。

（附記）

最後に今回の建議に至る審議過程において大きく参考となった婦人少年局実施の製造業・非製造業における未亡人等の雇用調査の結果からえた要点を附記して参考に供することにします。

○事業場における未亡人等の雇用率は製造業（七・七％）より非製造業（一〇・六％）に、その中でも鉱業（一五％）・建設業（一二％）等、一般給与水準が低く、男女格差の大きいところに、また、大規模より小規模事業場に高い。すなわち未亡人等は、労働条件の比較的よい大規模事業場や金融保険業など、どちらかというと派手にみえて、年齢の若いことや学歴を採用条件として、学卒期に定期採用を行なう事業場の多い産業には概して雇用が少なく、比較的労働条件のわるい地味な職場に多く集まっているということになる。

○未亡人等が多く就いている職種は、単純労働で、若い人が好まない忍耐力のいる地味で汚い仕事、中年婦人の落着きと信用を買われた金銭物品を扱う仕事、家庭生活・育児等の経験を生かす独身者の世話や社員及びその家族に対する厚生関係の仕事等である。

○特殊技能を持っている者は非製造業に比較的多く（製四％非三〇％）、それを役立てうる職種に就いているものは相当高い年齢であるにもかかわらず有利な条件で働いている。

○年長者が多く（製造業平均四一歳、非製造業四三歳）、勤続年数は一般女子平均よりずっと長く（製六・二年、非七・三年）また転職回数が非常に少なく（皆無のもの六〇％、一回二五％）、定着性が高い。

○過半数の六〇％が扶養家族を持っており、その大部分は母子世帯で、彼女らの子供の約七〇％が六～一八歳の学齢子であった。このことは乳幼児を持つ母親は外に出て働くことが困難であることを物語っているとみられる。

○現職に就くまで職業経験皆無のものが三五％、娘時代に就職したことがあっても結婚後家庭にばかりいた者を加えると、大部分の未亡人等は中年になってにわかに職業生活にとび込まねばならなかった者といえる。

○就職経路はほとんどが知人等の紹介による縁故就職で、とくに夫の最後の職場に採用されているもの（製一六％、非二三％）が多いことが特色である。

○約八〇％の未亡人等の夫の最後の職業は雇用労働者であった。

×　×　×

なお、建議書については、本誌五～六ページを参照してください。

未亡人等の職業対策に関係ある一線機関と法令

未亡人等の職業に関する相談業務は従来から各関係機関において、それぞれの立場から行なわれておりますが、この業務をより効果的に推進するためには、図のように多くの関係行政機関との連絡調整を中心とする協力体制が必要です。ここでは、これらの一線機関における未亡人等の職業対策に直接間接関係ある業務及び法令について御紹介します。

婦人少年室協助員

未亡人等の就職・職業訓練・内職等の事項及びこれに伴なう、保育・生活費・技能習得のための経費、就職支度に要する経費、その他生活問題等、職業に直接間接関係のある事項について相談に応じ、相談内容に従って懇談による指導、関係行政機関との連絡、事後相談等を行なう。

具体的には次のことを行なう。（昭和三六年一月現在二、五〇〇名）

○未亡人等の職業に関する相談業務を効果的に遂行するために、相当地域における関係諸機関と密接な連絡をとり、情報を交換しあう。

○就職後相談者と面接の機会を得たり連絡を受けた場合は、就職上留意すべき点について懇切な指導を行ない、職業生活への適応を容易ならしめるようはかる。

公共職業安定所

職業安定法第八条の規定に基き、無料で職業紹介、職業指導、失業保険その他必要事項を取扱っている。（昭和三六年一月現在四三八か所、その他出張所一四五か所）

職業安定協力員

職業安定協力員は安定所所在地より遠隔地に居住していて窓口まで来ることの困難な人のための職業相談に応じ、安定所の窓口で行なう職業相談の予備相談を行ない、求職者から個人的情報を入手し、それをありのまま安定所長に連絡することを主たる職務とする。（昭和三六年一月現在二、〇〇〇名）

職業訓練所

労働者に対して職業に必要な技能を習得させまたは向上させるために無料で訓練を授け、また、技能検定を行なう施設で、一般と総合の二種類がある。

○一般職業訓練所

都道府県が設置し、求職者に対して基礎的な技能に関する職業訓練を行なう。（昭和三六年一月現在二七七か所）

○総合職業訓練所

労働福祉事業団が設置し求職者に対して専門的な技能に関する職業訓練を行なう。（昭和三六年一月現在三八か所）

内職公共職業補導所

内職に関する総合援助機関として設置されたもので、未亡人、主婦、身体障害者、高齢者等、家庭外で働くことの困難な人々に対し、内職相談・あっせん・情報提供その他の便宜を与え、内職に関する諸問題の解決を図ることを目的としている。（昭和三六年一月現在設置県＝北海道・岩手・福島・茨城・埼玉・千葉・東京・神奈川・長野・岐阜・静岡・愛知・大阪・兵庫・岡山・山口・高知・福岡・大分・長崎）

家事サービス公共職業補導所

就業に困難な未亡人等を対象として有能な家政婦を育成し、その就職の促進をはかるとともに、未亡人のための職業分野の開拓に資することを目的としている。

○養成期間　二か月

○補導科目　家政婦の心得、調理、裁縫と繕いもの、洗濯と被服管理、住居と器具の手入、乳幼児の世話、病人の世話、家庭管理の八科目。

（昭和三六年一月現在設置県＝東京・大阪）

未亡人等の職業対策関係行政機関組織図

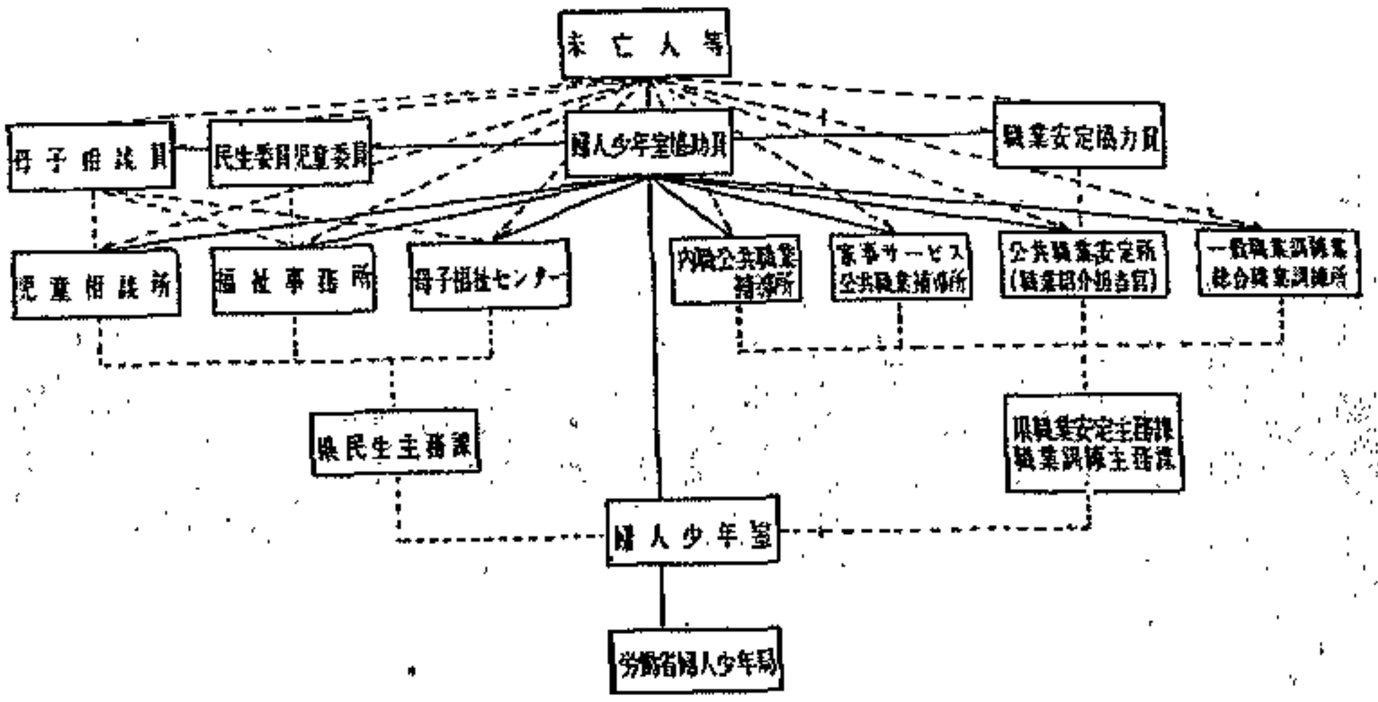

福祉事務所

都道府県、郡部、市に義務設置されており、生活保護法、児童福祉法および身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、母子福祉資金の貸付等法に定める援護育成または更生の事務を担当している。（昭和三四年七月現在一〇一〇か所）

民生委員

各市町村の区域におかれ、その区域内の生活保護階層はもとより、広く生活に困窮している低所得階層に対してその自立更生のために必要な援助指導を行ない、福祉事務所の業務に対する協力機関として活動にあたる。（昭和三四年一二月現在一二二、五三二名）

児童委員

民生委員法によって設置された民生委員がこれに充てられ、児童及び、妊産婦の保護、保健その他福祉に関する援助指導を行なう。（民生委員と同数）

母子相談員

母子家庭の身上相談、生活相談など各般の相談に応じ、その指導を行なう職員として福祉事務所又は児童相談所に配置されている。（昭和三四年九月現在八七七名）

母子寮

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護することを目的としている。（昭和三四年一二月現在六五二か所）

児童相談所

児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神衛生上の判定を行ない、並びにこれらに附随して必要な指導を行なう。なお児童の一時保護を行なう。（昭和三四年一〇月現在一二二か所）

母子福祉センター

母子家庭に対し、生活、住宅、養育、教育・結婚その他の身上相談に応じ必要な専門的指導及び援助を行ない、母子相談員に対し、職務上必要な援助を行なうとともにその相互の連絡調整にあたる。（昭和三六年一月現在設置県茨城・石川）

○生業指導

母子家庭の母、又はその子女が行なう事業に関し、その経営に必要な相談に応じ個別的又は集団的に必要な助言及び指導を行なう。

○技能習得

母子家庭の母若しくはその子女が事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を個別的又は集団的に習得させる。

○内職あっ旋等

母子家庭の母若しくはその子女に対し、内職をあっ旋し又は職場の開拓を促進する。

○児童の保育

母子家庭の母若しくはその子女が母子福祉センターを利用する間、その母子家庭の児童を保育する。その他、集会や宿泊に利用できる。

生活保護法

国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行ない、その最低限度の生活を保障するとともに、自らの力により、正常な社会生活を営むことのできるよう助け育てることを目的としている。最低限度の生活とは健康で文化的な生活水準を維持することができるものを言う。

○生活保護による扶助の種類

生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・生業扶助

母子福祉資金の貸付等に関する法律

配偶者のいない女子であって、現に児童を扶養している者に対し、資金の貸付を行なうこと等により、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するとともに、父母のない児童に対し、資金の貸付を行なうことにより、その独立自活の促進を図ることを目的としている。貸付の種類は次のとおりである。

○事業開始資金

事業を開始するのに必要な資金十万円以内

○支度資金

配偶者のない女子、若しくはその者が扶養している児童又は父母のない児童の就職に際し、必要な資金一万五千円以内

○技能習得資金

事業を開始し、又は就職するために必要な知識・技能を習得するのに必要な資金で期間中二年を越えない範囲内において月額千五百円以内。

○生活資金

技能習得資金の貸付を受けている期間中の生活を維持するのに必要な資金で、本人につき月額千円、及び、その扶養している児童一人につき月額五百円以内。

○事業継続資金

事業を継続するのに必要な資金一回につき三万円以内。

○修学資金

配偶者のない女子が扶養している児童または父母のない児童が高等学校に就学する時、就学期間中、月額千円以内。大学に就学し、または実地修練を受けている期間中月額三千円以内。

○修業資金

配偶者がない女子が扶養している児童または父母のない児童が事業を開始し、または就職するために必要な知識・技能を習得するのに必要な資金。期間中二年をこえない範囲内において月額千五百円以内。

「婦人と年少者」合本
一九六〇年分一部一〇〇〇円
○婦人少年問題研究資料として、この合本をぜひおそなえ下さい

年長婦人の雇用上の障害についての研究

——海外資料から——

年長労働者の雇用に特殊な困難があるのは今に始まったことではありません。第二次世界大戦のずっと前から、先進諸国では、この問題が政府や社会学者の関心をひいていましたが、戦争によって問題の検討は一時延期され、戦後再び前よりもっと切迫したものとなって浮かび上がってきました。

今日多数の国が人口の老齢化に直面している事実、しかも経済発展下にある一国の労働力を有効に活用する必要を考えあわせるとき、この問題は今後工業国ではますます真剣にとりくまれなければならない問題となりそうです。この問題についてはILOをはじめ、各国の政府・民間団体で熱心な研究がすすめられていますので、その二、三の資料から海外における年長婦人の雇用上の困難についての研究を紹介してみましょう。

＊人口の老齢化と労働力への影響

わが国でも戦後国民の平均寿命が目立ってのび、人口の老齢化が顕著ですが、一部の国では人口老齢化がもっと早くから進行し、従って労働力の年齢分布にもそれに関係した変化が現われてきました。例えば米国では、一八九〇年に就業人口の四分の一を占めていた四五歳以上の人口が一九五二年には三分の一となり、婦人労働者についても、一九四〇年に三二歳であった婦人労働者の平均年齢が一九五五年には三九歳に達していま す。ILOは各国の実情を調べた結果このような人口の変化、平均寿命の延長が、経済的、社会的、心理的領域に大きな影響を及ぼしていることを指摘しています（ILO発行、婦人少年局訳出「年長婦人の雇用」一九五六年）。その一つは年をとることに対する考え方が徐々に変りつつあることで、人の能力は単純に年齢によって評価することはできないという認識が社会学者等の間に広まり、「生物学的年齢」という言葉が「暦年齢」に対するものとして人の真の能力をはかるために用いられるようになっています。もちろん生物学的年齢といっても、幾分かはその人の肉体的、精神的適合性によって決定されますが、多くは自分の年齢の役割を自分でどう評価するかにかかっており、とくにこのような考え方が、婦人の生活——雇用とか社会慣習とかに及ぼす影響が重くみられています。

＊年長婦人の雇用上の障害

しかしこのような人口の変化があり、それにともなって徐々に人の考え方が変っているとはいっても、一般に年長者の就職が難しく、失業した場合も期間が長びくものであることは事実です。とくに婦人の場合使用者は若い求職者の方を好むために、年長婦人が職をみつけるには長い時間がかかります。西独の統計では四五歳以上の失業者の就職が不調に終った理由として、「年齢不適」という理由が男で四五%、女で五二%をしめ、「資格不適」「健康不良」等の理由よりもはるかに大きな比重をしめています。

つぎに年長婦人が職をみつけたり、職に留まったりする上におつかる障害の主なタイプをあげてみましょう。

○年をとると能率が下がるということ

これについてある研究は労働生理学の観点から次のことを示しています。老齢の影響を感じる最初の器官は筋肉・心臓・感覚器で、筋肉は主に重労働に使用されるものですが、婦人がこのような重労働を行なうことは普通ありません。一方、熟練・器用さを必要とする精密作業に用いられる二の腕の筋肉は比較的遅く冒されます。このことは婦人に適した多くの仕事においては老齢の影響がかなり遅くまで感じられないことを示しています。

速度については、年をとるに従って反応が遅くなることは事実ですが、ここから年長労働者は若い人より役にたたないという誤った考え方が生まれます。性格の安定度がますことや、経験の大きな蓄積や誠実と忍耐がますための円熟は無視されています。これらの資質は多くの仕事にとっては、年をとる間に失われたものの埋め合わせとなるのですが——。

また最近英国で、労働省の依頼によって労働科学研究所が四〇歳以上の労働者について行なった調査、（「年長労働者とその職務」英国労働科学研究所ヒラリー・クレイ「一九六〇年」）からは、年長労働者は速度がおそくなるかわりに、若い人に比べて間違いの少ない正確な仕事を遂行するということが明らかにされています。もし、使用者が正確さが速度よりも大切な仕事に年長の労働者をつかせるならば、年長者の力を有効に活用できる場合が多いでしょう。

○年をとると適応性が失われるということ

使用者はしばしば年長の労働者は新しい機械や技術・作業方法に適応が困難だと不満を述べます。年長者のための職業訓練の例は実際には十分にありませんから、これについて答を出すことは困難ですが、前記英国労研が実際的に調べたところでは技能習得の能力は十代のおわりか二十代で減退しはじめるということがいわれています。しかし、このことは習得する能力が大幅に失われたということではなく、年長労働者自身が習得しなければならない点をはっきり理解し、自分のペースにあったやり方で習得すれば、しばしば若い人と同様の成果をおさめられることが明らかになっています。例えば、作業を言葉で説明して、それを暗記

内藤つね氏をいたむ

同志　内藤さんを憶う

大羽綾子

癌、憎い、人類の敵、「科学の進歩」も人間の知慧も、この強力な相手から、あなたをまもることができなかった。その無情なきばに、みずみずしく張り切っていたあなたの肉体が、喰いつくされていった六か月の月日を、私たちは、はがみしながら見守る以外に何もできなかった。最後まで、あなたをだまして、結核性腹膜炎だと、しらを切り通した私たちの無力を、あなたは許してくれるだろうか。あなたは、よく頑張った。痛々しいまで痩せ衰えた肉体で、死のその時がくるまで、再起を信じて、ほんとに、よく生きようとした。健康な私たちが怠惰にすごしている一刻々々が、あなたにとっては貴重な人生であることを知っているかのように、ほんとうに精一杯の努力をかたむけて病苦と不安とを克服した。何にもまして、ベッドの上のあなたを今でも私は賞讃する。その生き方は、丈夫な頃のあなたの生き方、そのままだった。「病みぬいてこの苦しい峠をこせば、生きられるものなら生きる」と話していたあなた。

早くから女ひとりで自分の道を開拓したあなたの一生は、おそらく、あなたのこの言葉のなかに表現されているのではないだろうか。勇気と努力と忍耐、そして最後まで希望を失わなかったあなたの精神が私のなかに灯をともして、生前と同じように失意の日にも、無力な私を力づけてくれるのだ。

内藤つね氏略歴

大正六年四月二十六日東京に生まれる
昭和十年三月東京府立第一高女卒業
昭和十四年三月奈良女高師卒業後、調布高女・都立桜町高女に奉職
昭和二十二年九月、労働事務官に任命、婦人少年局婦人課に勤務

するというようなやり方は年長者には苦手で、織物ならば太い糸を使った織物の模型で実演してみせ、同時に自分でもやってみるという方法で、三〇～五〇歳の婦人が普通よりもずっと早く作業を習得したという実例もみられます。このように年長者の特性に適した訓練方法を工夫すれば、年長者の適応性はずっと大きくなる可能性があると考えられています。

○災害発生度

年長者は一般に災害が少ないといわれます。その理由は年長者があまり危険のない仕事についているということのほかにも、経験熟練が身についていること、応急の処置についてより多く学びとっていること等があげられています。しかし、一度災害が起こると、年長者は一般に重く回復がおそい例が多いようです。

○欠勤率

一般に欠勤率が低いことも年長者の利点としてあげられます。とくに婦人は年をとるに従って若い男女よりも欠勤回数が少なくなり、期間も短くなるということでほぼ各国の資料が一致しています。

このようにみてきますと、年長の婦人を雇わない理由は、かなりの程度に事実よりも、むしろ年長労働者に対する伝統的な考え方にもとづいていることが察せられます。その上に採用の条件として課される年齢制限が婦人の場合一般にかなり低いという慣行が広く行なわれていること等が問題をいっそう困難なものにしているわけです。英国では「年長男女の雇用に関する諮問委員会」が報告書を刊行してから、労働力の需要とあいまってとのような慣行が幾分緩和の傾向に向かい、年長者が適当であるかもしれないという示唆を受入れる態度が生じてきたといわれています。

＊年長婦人の雇用を援助する事業

年長婦人の雇用上の障害を解決するために、前記ILO資料では次のことがらを示唆しています。

○政府自身が国家・地方公務員の採用年齢を引上げて範を示すこと。
○労働時間の制限、いすの備え付け、休憩時間の挿入等、ちょっとした調整によって年長者のはたらきを円滑にする。
○雇用安定機関については、年長者のため特別機関をつくることには反対意見が多く、むしろ年長婦人の求職活動を援助するためには、より広いスケールで専門的な助言を与える態勢をとる。例えば訓練されたスタッフによる集中的、個人的な特別カウンセリングを与えるなど。
○さびついた機能に磨きをかけるため、訓練、再訓練の機会を設けること。しかし、その根本的な解決は、これから職業につこうとする少女の職業訓練に大胆な工夫をすることが必要である。
○現在年長婦人の雇用を阻んでいる偏見を打破するために不可欠な、使用者、関係機関、一般国民への着実な広報活動を行なう。

昭和三十二年九月、神奈川婦人少年室長に昇任
昭和三十四年五月、婦人少年局婦人労働課課長補佐に転任
昭和三十六年一月五日死去

本誌編集委員としての内藤さん

内藤さん。本誌とあなたとの関係はあなたがこの地上から姿を消された今日でも、決して切れるものではありません。あなたは創刊号からの編集委員でした。本誌のいたるところにあなたのよいアイディアが、そして、あなたの聡明な笑顔が見られます。

昭和三十三年九月神奈川の室長として行かれるまでの五年間、私はどんなにあなたのお力にすがったことでしょう。二年後ふたたび婦人労働課に帰られてからも、編集委員の久保田さんが渡英されたあと、経験者であるあなたをよいことにして、忙しい補佐の仕事のかたわら、編集の仕事を助けていただきました。帰られた早々六月には、「女子の差別待遇」についての座談会の司会をして下さいましたが、壮々たる三人の労組婦人部長を前に実に立派な司会ぶりでした（本誌七巻七号）。

昨年五月の女中さんの座談会にも陰の声として、いろいろ元気に発言されました。あなたの発病はそれから間もなくでしたが、すでに長い間、あなたはがまんしておられたことをあとから知りました。第一回の手術後、病院で「仕事のことは忘れなさいと、皆から言われるのよ」と淋しそうに、あなたはほほえまれました。

内藤さん。あなたは永遠に「婦人と年少者」の中に生きておられることを、私は信じております。

（熱田優子）

婦人界のうごき

（十一月十一日～十二月十日）

十六日～十七日　第五回家族計画普及全国大会が、厚生省・社団法人日本家族計画連盟などの主催により、九段会館において開催され、家族計画普及運動関係者や婦人団体関係者が参加して研究発表を行なった。

二十日　第二九回衆議院議員選挙が行なわれたが、婦人の当選者は僅か七名（婦人立候補者二一名）で、解散時の一一名に較べると四名減、戦後初め第二二回総選挙において三九名の婦人議員が当選した時に較べると三二名減で、戦後八回の総選挙のうち最低の当選数である。また、婦人有権者の投票率は七一・二%で男子の七六%を四・八%下廻っている。なお婦人の当選者は次の諸氏である。中山マサ(自)、松山千恵子(自)、浅沼享子(社)、山口シヅエ(社)、戸叶里子(社)、小林ちづ(社)、本島百合子(民社)

二十二日　日本婦人団体連合会では十一月三十日からポーランドのワルシャワで開催される国際民主婦人連盟十五周年記念拡大評議員会に、日本代表として同会会長楠田ふき、参議院議員高田なほ子、日本婦人平和協議会の野々宮初枝、日本舞台芸術家組合の真山美保、日ソ婦人懇話会の安井たず子氏ら五名を派遣することを決定、楠田氏らは二十二日出発した。

二十六日　文部省では、婦人の国際的視野をひろめ婦人教育を振興するため、婦人代表を海外に派遣することを計画していたが、この程欧米の婦人教育事情や婦人団体の活動、地域・職場における婦人の活動、文化厚生施設などを調査研究するため、第一回海外視察団九名（ヨーロッパ班五名、団長広瀬勝代氏、アメリカ班四名、団長田辺繁子氏）を派遣することを決定、同視察団は二十六日羽田を出発し、約一か月の予定で各地を視察する。

二十六日～二十七日　日本子供を守る会では第八回子供を守る文化会議を静岡市において開催し、全国から父母・教師・青年など約三、〇〇〇名が参加して、「現代の青少年の問題」「検定教科書と教育委員会の問題」「娯楽マスコミの問題」などについて一九の分科会で話し合いが行なわれた。

二十八日　全国未亡人団体協議会では、創立十周年を記念して、厚生省・全国社会福祉協議会との共催により、全国母子福祉大会を日比谷公会堂で開催し、約三、〇〇〇名の関係者が参加した。午後の総会においては、①母子福祉総合法の制定促進、②母子福祉年金の増額ならびに所得制限の緩和、③児童扶養手当など生別母子対策の確立促進、④女子職業補導センターの設置などを決議した。

（十二月）

一日　「子供を小児マヒから守る中央協議会」の結成大会が虎ノ門共済会館において開催された。この中央協議会は、子供を小児マヒから守る運動を行なっている全国の団体を結集し、小児マヒ予防体制の強化を政府に働きかけて行こうとするもので、主婦・日本母親連絡会などの婦人団体関係者・医師など約七〇〇名が集まり、同協議会会長に石橋湛山氏を選任した。

十一月～十二月　総評婦人対策部では、婦人労働者の権利を守り、婦人の職場を確保するための活動を強化することを目的として、第四回母体保護運動強化月間を二か月にわたって実施することとなり、労働基準法に定められた母性保護規定を理解するための話し合い・学習活動を各職場で展開する。

第13回
婦人週間

第9回全国婦人議会出席者募集

第九回全国婦人会議
次の世代の成長に貢献するために

期日　四月十二日(水)・十三日(木)
　　十四日(金)・十五日(土)
会場　東京産経会館
　　NHKホール

日本の社会の近代化にともなって、ものの考え方も、生活様式も、めまぐるしく変りつつありますが、家庭で、職場で、学校で、地域社会で、青少年・児童・幼児たちは、この変化の波を受けながら日々育ち、その人格を形成していきます。次の社会をになうこれらの子どもたちのよりよい成長をたすけるために、今こそ婦人の深い英知が期待されているといえましょう。婦人は、その期待にこたえているでしょうか。私たち婦人は、この子どもたちの考えや行動、そして、それに影響を与えている、いろいろな社会の動きについて、十分に理解しているでしょうか。今日の社会においてもとめられる人格は、どのようなものでしょう。また、今日の生活においてのぞまれる「自由と秩序」はどのようなものでしょうか。次の世代を、明日の社会のよき一員として送り出すために、それぞれの場で、婦人は何ができるでしょうか。

第十三回婦人週間にあたって、これらの問題について考えてみましょう。そして経験や悩み、疑問などをみんなで話しあいましょう。

○会議のあらまし

一、会議のしくみ
・会議は四つの部会と総会とによって行なわれます。
・討議には主催者側が委嘱した専門家が加わります。
会期中の一日に、会議場外の数か所で、移動会議及び視察を行ないます。

二、会議の主題　「次の世代の成長への貢献」
・会期中に、特別講師による講演の時間を設けます。
変動する今日の社会における子どもたちの人格形成に関する問題は何か、とくに、新しい時代の自由と秩序とは何か、また、これら次の世代のよき成長に役立つために、婦人は何を求められているか、などについて話し合います。

三、出席者について
・会議出席者は個人の資格で出席します。居住する県や、加入している団体等の代表者という資格ではありません。
・会議出席者の旅費(二等)と東京滞在費は主催者が負担します。
・会議出席者は四月上旬に開催される地方婦人少年室主催の地方婦人会議に参加します。
・会議出席者は全員、主催者の指定する宿舎に滞在し、会期中は全員きめられたプログラムにしたがって行動していただきます。

四、その他
・会期中の移動は貸し切りバスによります。
・会議は男女を問わず傍聴できます。
・会議の状況は全国に放送されます。

会議出席者募集規定

一、募集人員　六〇名
二、募集資格　満二〇才以上の婦人は、どなたでも、応募できます。
三、応募方法　希望者は次の書類をお送り下さい。
①応募文　(四〇〇字詰原稿用紙二枚以内)
・会議の主題に関して、あなたがとくに部会で話し合いたいと考える問題点をえらび(五つ以内)、それを箇条書にして、それぞれに、簡単な意見をつけたもの。
・応募文をまとめるに先立って、いく人かの人と話し合うこと、青少年とも話し合うことがのぞましい。
②添付するもの　(応募文の表紙につけて下さい)
・略歴＝氏名　年齢　住所　学歴　職歴　内職の種類　配偶者の職業　子供の数　所属する団体・グループ名とその中でのあなたの活動状況など
・話しあった人の名簿＝氏名　年齢　性別　あなたとの関係(例えば　同じ職場の人　近所の人　同じ団体の会員　夫　自分の子ども　など)
・あなたの居住する地域の環境　(こく簡単に)
例えば都市か農村か　など——商店街か　住宅地か　工場地帯かなど——いわゆる土地がら(住民の気風　生活程度　など)

四、あて先　各都道府県庁所在地　婦人少年室
〃　NHK
〃　HK

五、締切　昭和三十六年二月二十八日(当日消印のもの有効)

六、選考方法　中央に応募文選考委員会を設けて、書類審査により、各都道府県より一名以上を選考します。

七、発表　三月上旬　出席決定者各自に通知すると同時に、ラジオ、新聞等でも発表します。

八、その他　応募文の版権は、主催者に属します。

主催　労働省　日本放送協会

女子の就業者数と完全失業者数　(1960年9月)

産業別		女子	男子	男女計中にしめる女子割合	女子雇用者の産業別構成率	女子の前年同月との比較
		万人	万人	%	%	万人
総数		1,915	2,686	41.6		+102
就業者	自営業者	286	801	26.3		+ 7
	家族従業者	913	337	73.0		− 3
	雇用者	714	1,544	31.6	100.0	+ 97
	農林業	26	37	41.3	3.6	+ 6
	漁業，水産養殖業	* 3	20	13.6	0.4	± 0
	鉱業	* 4	45	8.3	0.6	− 2
	建設業	30	144	17.2	4.2	+ 4
	製造業	255	534	32.3	35.7	+ 37
	卸売，小売，金融，保険，不動産業	156	234	40.0	21.8	+ 14
	運輸通信，電気ガス水道業	27	205	11.6	3.8	− 1
	サービス業	192	215	47.2	26.9	+ 31
	公務	21	112	15.9	2.9	+ 8
完全失業者		17	18	48.6		− 5

「註」1)　*印の数字は特に誤差率が大きいから注意して使用のこと。
2)　統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの万位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。　—総理府統計局労働力調査—

一人一か月平均現金給与総額

(1960年9月)

産業別	女子	男子	男子に対する女子の割合
	円	円	%
総数	10,724	24,893	43.1
鉱業	10,127	24,274	41.7
建設業	9,053	19,615	46.2
製造業	9,363	23,597	39.7
卸売業小売業	10,820	23,444	46.1
金融保険業	20,372	49,255	41.4
不動産業	11,732	28,906	40.6
運輸通信業	13,319	26,273	50.7
電気，ガス，水道業	16,704	29,561	56.5

—労働省労働統計調査部
毎月勤労統計調査—

婦人少年局ニュース

○婦人少年局人事異動（カッコ内は前任）
（愛知婦人少年室長補佐）中村澄子
島根婦人少年室長を命ずる
（富山婦人少年室）細野カツ子
愛知婦人少年室長補佐を命ずる
（大阪婦人少年室）畑輝子
京都婦人少年室長補佐を命ずる
（島根婦人少年室長）鈴木栄子
大阪婦人少年室長補佐を命ずる
（以上一月十日付）
（神奈川婦人少年室）石島房子
神奈川婦人少年室長補佐を命ずる
（宮崎労働基準局）椎原美代
福岡婦人少年室長補佐を命ずる
（以上一月一日付）
（北海道婦人少年室）兵頭敏子
兵庫婦人少年室長補佐を命ずる
（北海道大学教育学部）高津武子
北海道婦人少年室長補佐を命ずる
（以上一月一六日付）

○内職公共職業補導所長会議
昭和三十五年十二月九、十の両日、二〇都道府県補導所の所長、県主管課係官が出席して開催され、内職職業補導事業の運営に関する報告と研究討議が行なわれた。

○第二回、第三回ホームヘルパー養成講習開催
第一回養成講習を修了したホームヘルパーは、現在、東京近郊地区の十二事業場に就職、いずれも好評を博している。この他の東京近郊の事業場を初め、第二次普及計画を実施中の大阪・京都・兵庫の三府県を中心とした関西地区でも事業場の制度実施の機運がたかまっている。このため婦人少年局では、東京都及び大阪府に委託して、第二回、第三回の養成講習を行なうこととなった。この講習はすでに家事作業についての基礎的な知識や技術をもつ婦人に対する二週間の短期講習で、東京では一月十三日開講、同月二十六日に終了するが、大阪では三月十七日から同月三十一日まで開催される。

○婦人週間についての懇談会の開催
一月十八日、第十三回婦人週間についての有識者との懇談会を開催した。出席者は、磯野誠一、伊藤昇、江上フジ那須宗一、西清子の諸氏であった。

二ごらんになりましたか二

（婦人労働課関係）
○未亡人等の職業に関する相談業務取扱要領——婦人少年室協助員のケースワークのために——
○海外の婦人労働問題——第一回ILO婦人労働問題コンサルタント会議記録（婦人労働海外資料第五二号）
○婦人労働統計資料—一九五九年分—（婦人労働統計資料第一七号）
（年少労働課関係）
○年少労働統計資料　No. 7. 1960

昭和三十六年二月一日　印刷
昭和三十六年二月五日　発行
婦人と年少者　第九巻第二号
通巻八十七号
定価　五十円　〒四円
編集人　久米愛
発行人　平林たい子
東京都文京区小日向町一番地
印刷人　網野栄
東京都千代田区神田一ツ橋一ノ一
（日本職業指導協会内）
発行所　婦人少年協会
電話九段(331)九五九七
振替口座東京一〇七九一四八

減税による昭和36年1月からの

改正 所得税 源泉徴収額表とその見方

附・源泉徴収関係等税率一覧

国税庁所得税課
大蔵事務官 伴 篤 編

（B5判・108頁）定価150円〒25

本書は、所得税法のうち給与所得に対する所得税をわかり易く説明し、その外退職所得、賞与等の所得のいろいろな場合の計算例を豊富にし、税額表は見易く編集してありますから正確に迅速に税額を算出することができます。各事業所、工場、商店に是非一冊！

中小企業の労務管理シリーズ

シリーズ❶ わかり易い
中小企業の給与のきめ方
定価300円 〒40 （B6判・216頁）
古川 昇著
中小企業における給与の取り扱い方についての解説及び関係統計やモデル例が示されており給与合理化に最適の書。

シリーズ❷
失業保険の早わかり
定価230円 〒30 （B6判・164頁）
宇田川 洸 編
改正された失業保険法を加筆し、被保険者でも知っておかなければならない事項をわかり易く説明した良書です。

シリーズ❸ 見やすい
労働基準法
定価250円 〒40 （B6判・216頁）
労働省労働基準局監督課 監修
労働基準法と関係法を条文別に1頁でみられるよう編集され、条文毎に参照条文が付してあるので非常に便利な書。

シリーズ❹
労働基準法の手続
定価300円 〒40 （B6判・210頁）
労働省労働基準局監督課 監修
労働基準法の手続に関係規則の手続をとり入れ、すぐ役立つよう編集された労務担当者には便利な書。

シリーズ❺
就業規則の作り方
定価270円 〒40 （B6判・208頁）
労働省労働基準局監督課 監修
各業種に亘り、実例を設け解説してあるので、わかり易く規則の作成・改善になくてはならない必携書。

一か所で何んでも間にあう便利な諸官庁届出の用紙

東京都千代田区
神田富山町26
日本法令様式販賣所
電話(251)9371㈹
振替 東京 75535